

3日目 (3月5日)

第1回福生市議会定例会会議録（第3号）

平成21年3月5日福生市議会議場に第1回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	武藤 政義君	3 番	末次 和夫君	4 番	杉山 行男君
5 番	乙津 豊彦君	6 番	堀 雄一朗君	7 番	原田 剛君
8 番	奥富 喜一君	9 番	阿南 育子君	10 番	高橋 章夫君
11 番	原島 貞夫君	12 番	串田 金八君	16 番	羽場 茂君
14 番	増田 俊一君	15 番	大野 聡君	15 番	大野 聡君
17 番	青海 俊伯君	18 番	大野 悦子君	19 番	田村 正秋君
20 番	小野沢 久君				

1 欠席議員は次のとおりである。

2 番 清水 義朋君

1 欠員は次のとおりである。

な し

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	加藤 育男君	副 市 長	坂本 昭君	教 育 長	宮城 眞一君
企 画 財 政 部 長	田中 益雄君	企 画 財 政 部 参 事	大越 英世君	総 務 部 長	野崎 隆晴君
市 民 部 長	野島 保代君	生 活 環 境 部 長	森田 秀司君	福 祉 部 長	星野恭一郎君
子 ど も 家 庭 部 長	町田 正春君	都 市 建 設 部 長	小峯 勝君	会 計 管 理 者 選 挙 管 理 委 員 会 長	小林 重雄君
教 育 次 長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選 挙 管 理 委 員 会 長	榎戸 宏君
監 査 委 員 事 務 局 長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	吉野 栄喜君	議 会 事 務 局 次 長	高木 裕子君	次 長 補 佐 兼 議 事 係 長	大内 博之君
-------------	--------	---------------	--------	-------------------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成21年第1回福生市議会定例会議事日程(3日目)

開議日時 3月5日(木) 午前10時

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 一般質問 | |
| 日程第2 | 議案第2号 | 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第1号 | 福生市の一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第3号 | 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第4号 | 福生市庁舎建設基金条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第5号 | 福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第6号 | 福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第7号 | 福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第8号 | 福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第9号 | 福生市介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第10号 | 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第11号 | 福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第14号 | 福生市中小企業振興資金融資一時補てん基金条例を廃止する条例 |
| 日程第14 | 議案第12号 | 福生市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例 |
| 日程第15 | 議案第13号 | 福生市安全安心まちづくり条例 |
| 日程第16 | 議案第15号 | 福生市と青梅市との間における青梅、羽村、福生地区都市下水路維持管理業務の事務の委託の廃止について |
| 日程第17 | 議案第16号 | 平成20年度福生市一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第18 | 議案第17号 | 平成20年度福生市一般会計補正予算(第5号) |

- 日程第19 議案第18号 平成20年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第19号 平成20年度福生市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第20号 平成20年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第21号 平成21年度福生市一般会計予算
- 日程第23 議案第22号 平成21年度福生市国民健康保険特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 平成21年度福生市老人保健医療特別会計予算
- 日程第25 議案第24号 平成21年度福生市介護保険特別会計予算
- 日程第26 議案第25号 平成21年度福生市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第26号 平成21年度福生市下水道事業会計予算
- 日程第28 議案第27号 平成21年度福生市受託水道事業会計予算
- 日程第29 議案第28号 福生市自転車駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第30 陳情第21－1号 後期高齢者医療制度に関する陳情書
- 日程第31 陳情第21－2号 福生市議会の議場に国旗及び市旗の掲揚を求める陳情書

午前10時 開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成21年第1回福生市議会定例会3日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 本日の議事運営については議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告をお願いします。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） 御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

本日の日程でございますが、新たに追加された案件はございませんので、昨日残りました一般質問を冒頭をお願いいたしまして、その他の議案等につきましては昨日と同じ順序で編成をさせていただきました。

以上のとおり議会運営委員会としては決定しておりますので、よろしくお願いいたしまして報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（原島貞夫君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） これより日程に入ります。

日程第1、2日目に引き続き一般質問を行います。

まず、6番堀雄一朗君。

（6番 堀雄一朗君質問席着席）

○6番（堀雄一朗君） それでは、御指名をいただきましたので、通告に基づきまして、1、市民力向上について。2、文化資産の保護と活用について。3、学校支援地域本部事業について。以上3項目について、一問一答で一般質問をします。

まず、1項目目、市民力向上について伺います。1点目、ちょこっとボランティアについて伺います。ちょっとしたお手伝いのボランティアのことを「ちょこっとボランティア」、略して「ちょこボラ」や「プチボラ」と呼んで、ボランティアを無理なく、楽しくさりげなくという意味で使われています。特別なことではない。わかりやすくいうと、近所のちょこっとした助け合いのことです。日常生活のちょこっとした困りことで、専門性や緊急性、継続性を要さないもの。身体介護や介護保険の家事援助等には該当しないようなものを対象にしています。言い換えれば、日常の御近所づき合いで賄えそうなものとも言えます。

文京区では、高齢者などのちょっとした困りごとを解決するサービスとしてシルバー人材センターが、シルバーお助け隊事業を昨年スタート。日野市では、ちょこっと困りごとサービスとして福祉事業団が同様の事業を行っています。この2事業は事業者が提供するサービスで、手数料1回300円とのことです。新宿区では、高齢者向けちょこっと困りごと援助サービスというものがあり、これは、社会福祉協議会が実施しています。立川市では、ちょこっとボランティアという名前で、市民の日常生活

で発生する簡易な生活課題について、近隣の住民の方や市職員のボランティアがちょっとお手伝いをするものとして昨年10月スタートしました。新宿区と立川市では無償のボランティアサービスとなっています。具体的なお手伝いの内容は各事業ごとに異なりますが、ごみ出し、重い物の移動、電球の交換。電球の交換については、私もできないという方の話を聞いたことがあります。また、入院中の草木の水やり、家具の移動、浴槽の清掃、庭掃除等さまざまです。立川市は15分以内、他は30分以内で終了する専門性を有しない継続性もない作業のお手伝いということでスタートしています。

核家族化による単身者の増加、あるいは厳しい経済競争で脇目もふらず働いてきたからでしょうか。ちょっとしたことを人にしてあげる機会も少なく、ちょっとしたことを人にしてもらうことも遠慮するという、今や近所づき合いや助け合いの希薄化で、こうしたことまでサービスとして行政から提供される必要性が出てきているのではないかと思います。我が会派の羽場議員も地域社会の支え合いの活発化や高齢者の見守りなどの視点から、ちょっとしたお手伝いのできる支え合いネットワークの必要性について、何度か質問をしています。特に、無償でのボランティアさんをマッチングする新宿区や立川市の事業は、地域社会の助け合いや活性化のきっかけづくりということにも役立ちそうです。介護制度や有償サービスによらずとも十分に解消できる身近な課題を地域の支え合いで解消することを促進することから、当市でもこのような事業を実施することで、市民力、地域力の向上、また介護予防などにもつながるのではないかと考えます。このような取り組みについて、市の考えを伺います。

2点目、安全安心なまちづくりについて伺います。福生市では、警察署や防犯協会の方々と、市民の皆さんの力、また市政の努力もあって、防犯には地域や市民の力が必要であると、広く認識されてきています。防犯協会、町会自治会、青少協、地域ボランティア、さまざまな方の協力により、多くの団体が活発に活動を開始しています。登下校の見守りにも多くの方に協力を得ています。防犯に関する市民活動の状況とサポート体制について伺います。市民に防犯に関する知識等を普及させ、東京一安全なまち、安心なまちと言われるまちづくりを目指した施策を進めてはどうかと考えます。これまでの取り組みと、今後の市の考えを伺います。

2項目目、文化資産の保護と活用について。1点目、文化財の保護について伺います。福生市には貴重な文化遺産を現代に生かし、さらに、未来に伝えることを目的とした郷土資料室があります。そこで、市の文化財の保護状況を伺います。あわせて最近、五丁橋のわきにあった三界萬霊塔というものが宅地開発によりなくなりました。市民の方から御指摘を受け調べてみますと、福生市文化財統合調査報告書の石造遺物調査報告書の中に記載された石造物でした。この報告書には、各種の供養塔や庚申塔、道標など141件が記されていました。開発でなくなったわけですが、この141件は、現在はどうのような保護状況になっているのか伺います。

2点目、文化資産の活用について伺います。市の文化財の活用は、展示室を使っての展示や、収蔵資料を使っての学習会なども実施している様子ですが、現在の活用状

況を伺います。また、これまで対象としてきた文化資産以外にも、資産があるのではないのでしょうか。例えば、まちの観光資源としての開発も視野に、民間で米軍ハウスや蔵の研究を進めておられる方がいます。福生の歴史や民族、自然に関する資料の収集対象に加えたり、研究支援を進めるなどの計画はないか、お伺いします。

3項目目、学校支援地域本部事業について伺います。1点目、地域と小中学校の連携拠点づくりについて。文部科学省が始めた施策として、学校支援地域本部事業というものがあります。福生市教育委員会でも、学校教育と地域社会の連携融合の施策を一貫して進めてこられたと思います。福生市では、ふっさっ子の広場全校設置も事業化され、登下校時は全市民に対して見守りの協力を呼びかけるなど、また、小・中学校には教職員以外にも多くの方が子どもたちのために出入りをしています。これまで、小・中学校と地域の連携は各学校単位で、窓口は副校長先生が担ってこられたと思います。地域人材の方々の関係をこれから、継続的に保っていくためには、これまでも何度か議会で質問しておりますが、学校を取り巻く地域の連携拠点をつくる時期かと思います。今後の計画を伺います。

2点目に、昨今、市内小学校と中学校での教職員連携は以前より大きく前進しているように感じます。この地域連携拠点はその体制づくりが最も重要だと思います。地域連携拠点の体制をどのように考えられているのかをお伺いします。以上、3項目6点について1回目の質問を終わります。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長（加藤育男君） 堀議員の御質問にお答えいたします。市民力向上についての1点目、ちょっとボランティアについてでございます。阪神淡路大震災以降、ボランティア活動への関心が高まりました。さまざまな市民活動団体の発足、企業の社会貢献活動の参画や行政のボランティア活動推進の施策化などによりボランティア活動は活発になり、町会自治会の地域中心の活動とともに、その活動内容や形態、領域も多様化しております。福生市におきましては、多くの市民の皆様は個人あるいはグループで、さまざまな形でボランティア活動をしていただいております。福祉活動、道路や公園の清掃、防犯パトロールなどの地域活動、環境フェスティバル、七夕まつりや健康まつりなどのイベントや、環境問題、青少年の健全育成など、さまざまな分野で多くの方が力を発揮し協力し合って、ボランティア活動に取り組んでいただいております。大変感謝しているところでございます。基本的には、市民の皆様お一人お一人がそれぞれの思いや関心から、営利を目的とせず、みずから進んで地域のさまざまなニーズや課題に取り組む社会貢献活動が、ボランティアの定義と考えております。したがって、ボランティア活動を行っている個人個人の自発性、自主性及び責任で行うものであり、第三者が継続性を強要するものではないと、そのように考えておるところでございます。今後は、多くの市民の方々にボランティア活動に御参加をいただけるよう、PR活動等を積極的に進めてまいります。そして、町会自治会の地域中心の活動や、さまざまなボランティア団体と連携を図り、ボランティア活動が行いやすい環境づくりや、お互いに支え合っていける社会ができ上がっていくよう、努力

をしていきたいと思っております。

次に、2点目の安全安心なまちづくりについてでございますが、防犯の取り組みとして、市では子供の安全の見守り活動として、防災行政無線を使用して、毎週月曜日、水曜日、金曜日に子供の見守りの広報を行っております。また、不審者情報等が入った場合には、ファックスでの関係機関等への周知や携帯電話でのメール配信を行い、市民等へお知らせをしております。さらに、平成17年度より、安全安心まちづくり市民ひろばを毎月開催し、実際に現場で防犯活動をされている方々による情報交換や防犯パトロールを実施しております。そして、平成18年度には防犯ワッペンを作成し、地域の防犯活動時に活用していただこうと、町会自治会等に配付をさせていただきました。また、JA西多摩、市内の介護事業者、清掃事業者の方々と、安全安心パトロールについての協定を締結し、日ごろの業務の中で防犯パトロールに協力をしていただいております。さらに、市職員により、毎週水曜日夜刻に市内の公園等を中心にパトロールカーによる巡回を行っており、市公用車にも地域安全パトロール実施中のマグネットシートを張り、市民の皆様への周知を図っております。また、地域の安全のための施策といたしまして、平成17年度から地域安全マップづくりを実施しております。本年度は、昨年の7月には第三小学校の4年生、この2月には第二小学校の4年生が参加し、マップづくりを通じてさまざまな危険性に気づくことの大切さを体験していただいております。

地域の防犯活動の現状といたしまして現在市で把握しておりますのは、町会自治会、PTA、老人会等、地域の皆様により、防犯パトロールや登下校時の見守りなどの活動を行っていただいております。またPTAなどでも、自転車の前かごに防犯パトロール中の表示をしたり、子ども110番の登録をしていただいたり、それぞれの地域の皆様に、自分たちの地域を守るために、時間等をやりくりしながら自主的に防犯活動を行っていただいております。

福生警察署所管内では、平成16年をピークに毎年犯罪発生件数が減少していると聞いております。このことは、福生警察署の力はもとより、市民お一人お一人の防犯に対する意識の高揚と、地域の皆様のさまざまな御協力のおかげによる効果のあらわれではないかと考えております。心から感謝を申し上げる次第でございます。安全で安心して暮らすことができる社会の実現というものは、市民皆さんの願いでございます。このような中で、最近、児童生徒に対する声かけなどの不審者情報や、児童生徒が被害者となる事件、高齢者を対象とした振り込め詐欺など、さまざまな犯罪が全国各地で発生しております。市民お一人お一人がこのような社会情勢を認識し、自分たちのまちは自分たちで守る、自分のことは自分で守るという意識を持って、日々の生活を送っていくことが必要となっておりまして。警察や市行政ばかりでなく、防犯協会などの機関や学校地域が一体となり、自分たちの地域の安全確保のため、ともに活動を展開していく必要がございます。そのためにも、本定例会に安全安心まちづくり条例を上程させていただき、防犯活動に多くの機関や市民の皆様な参加できるような環境づくりを進め、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを目指してまいりた

いと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えいたします。以上で、堀議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長（宮城眞一君） 堀議員の御質問にお答えをいたします。文化資産の保護と活用についての1点目、文化財の保護についての御質問でございますが、市の文化財の保護状況といたしましては、昭和48年に市文化財保護条例の制定をいたしまして、文化的所産で、歴史上または芸術上価値のあるもの、生活推移の理解のために欠くことのできないもの、鑑賞上価値のあるもの、学術上価値のあるもの等を市登録文化財、さらには市指定文化財として保存と活用が適切に行われるよう努めているところでございます。現在までに62件、2万8845点の市登録文化財と33件、1855点の市指定文化財がございます。

次に、五丁橋通りにありました三界萬霊塔の所在であります。この石造物は江戸時代に熊川村鍋ヶ谷戸の住人たちが建立したものでございますが、最近、所在地が宅地分譲されまして、その際に、処分をされ滅失をいたしております。市内に残ります石造物につきましては、文化財総合調査の一環といたしまして、昭和55年度から60年度にかけまして、分布及び所在の確認調査の実施をし、すべて報告書に記録保存をいたしました。造立年代の古いものは17世紀前半のもので、大半は江戸時代に造立をされており、141件、197点確認をいたしております。この中から74件、122件を登録台帳に登録し、さらに、その中から重要なもの4件、6点を指定文化財に指定して保護しております。これら登録文化財は年に1回担当者が確認をしておりますが、未登録の約38%の石造物は確認ができておりません。

御質問の2点目、文化資産の活用につきましてですが、文化財係では福生市郷土資料室におきまして、収集をした資料の展示や古文書を用いた講座、体験学習会、市内の史跡の見学会などを開催をいたしており、多くの市民の方々に御参加をいただいております。また、平成18年度から、郷土資料室単独のホームページの開設をし、収蔵資料の詳細などをインターネット上で公開するとともに、郷土資料室の事業案内や、刊行物の案内など多くの方々に福生市の文化財にかかわる情報を提供いたしております。

次に、観光資源としての活用や民間のハウスや蔵への研究支援ということについてでございますが、観光をすぐれた文化遺産や自然を見ることと理解をいたしますと、市内各地域に残されましたさまざまな文化財が、観光資源として有用なことは申すまでもございませんので、情報の提供をより一層工夫をし、観光開発の一助となればというふうに存じます。また、ハウスや土蔵に着目して研究をされている市民の方もおられまして、市の市民活動促進補助金の助成を平成18年度から3年間にわたって受けられているというようでございます。市民活動サポートセンターにおきまして、活動成果の御報告をなさってもおられるようです。このような活動の成果が郷土資料室で展示が可能であるなら、場の提供ということではできないかと考えておりま

す。

次いで、学校支援地域本部事業につきましてですが、国では社会がますます複雑多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化をする中で、学校がさまざまな課題を抱えているとともに、家庭や地域の教育力が低下し学校に過剰な役割が求められていると指摘をされております。このような状況の中で、これからの教育は学校だけが役割と責任を負うということではなく、これまで以上に、学校、家庭、地域の連携協力のもとに進めていくことが不可欠となっております。このため国は平成18年に、60年ぶりに教育基本法の改正を行い、学校、家庭、地域の連携協力に関する規定を新たに盛り込み、平成20年7月には、文部科学省が策定をいたしました教育振興基本計画におきましても、学校、家庭、地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力を向上させると明記もされました。

その取り組みの一つといたしまして、国は教育委員会PTA、地元企業等の支援団体の協力を得て、学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを目的とする学校支援地域本部事業を平成20年度から3年間の委託事業として使用いたしております。この学校支援地域本部の仕組みでございますが、地域コーディネーター、学校支援ボランティア、地域教育協議会から構成をされ、地域コーディネーターが学校とボランティア間の連絡調整などを行い、学校が必要とする支援を学校支援ボランティアが、授業や部活動の指導補助、図書の整理、花壇の植え込みの整備といった構内整備、登下校時等の安全確保、学校行事の運営などの支援を行うというものでございます。また、地域教育協議会は、学校、地域、ボランティア、コーディネーターなどの代表が集まり、支援の方針などについて協議をする場でございます。

御質問の1点目、地域と小中学校の連携拠点づくりについてでございますが、議員御指摘のとおり、地域全体で学校教育を支援することによりまして、教員の子どもと向き合う時間の増加や、住民の知識、経験や学習成果の活用機会を拡充すること、さらには、地域の連帯感の醸成、地域の教育力の向上が図れることなどから拠点づくりは重要と考えております。

また、御質問2点目のその体制につきまして、現在教育委員会事務局内にワーキングチームを立ち上げておりまして、改正教育基本法や国の教育振興基本計画に学校支援地域本部事業の推進が明記されましたことを受け、学社連携融合を事業の一環としまして、学校、家庭、地域が一体となって子どもを育てる体制を整え、地域全体で教育力の向上に取り組むための改正づくり等の検討を始めているところでございます。

以上、堀議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○6番（堀雄一郎君） それでは、再質問に入らせていただきます。1項目目の市民力向上についての1点目、ちょっとボランティアについて伺います。当市では、さまざまな制度と制度のすき間を埋めるサービスとして、ホットサービスがあります。私も、子どもが乳幼児期、利用させていただいたことがあります。こういうすばらしいサービスがあったのかと、大変助かった記憶があります。また、そのときうちに来て

くださった方とはその後、なにかのときにはごあいさつをする仲になり、地域に知り合いがふえたと、そういう実感をえました。当時はすぐ隣近所も新築のうちが並んでいるところでしたので、お互いにそれぞれ助け合う余裕がなく、このサービスを利用させていただいたというようなことがございました。

また、最近、粗大ごみの運び出しについての質問があった際にホットサービスの利用を紹介するというお話もありました。今、問題になっているというか、一部問題にされているのは、日常のごみ出しについてですとか、また電球の交換という先ほどちょっと上げました非常に小さなちょっとした手助けの部分なんですけれども、このホットサービスでは、1時間単位での有償での利用だったように記憶しております。私ちょっと利用イメージがわからないのですが、15分や30分以内でできるちょっとしたお手伝いをお願いしたいという要請が、市にはどのぐらい来っていて、その場合はどのように対処されているのか、ちょっとお伺いしたいと思いますので、これをまず質問させていただきます。

○福祉部長（星野恭一郎君） ホットサービスの利用につきましてのお尋ねでございます。議員御案内のように、ホットサービスにつきましては、社会福祉協議会の独自事業ということで、御理解をいただきたいと存じます。ホットサービスにつきましては、高齢者、障害者あるいは子育て家庭の途中にある方等が対象となるわけでございますが、利用の形態といたしましては、やはり、1時間を原則とするというふうに聞いております。したがって、家事、軽微な議員御指摘のごみ出し等、そうしたものも含めた1時間単位というのが原則とそのように聞いております。これは、利用される方、これが利用会員になりますが、いわゆるお手伝いをする方、これが協力会員ということになります。その仲立ちをするといいますか、コーディネートをするのが社会福祉協議会の職員でございます。

したがって、依頼をする方がどういうことをしていただきたい、どういうことが必要だということを協力会員さんと利用者とコーディネーター援助計画を作成し、定期的に週何曜日に何時から何時まで1時間単位で援助をする、というようなことが原則になってございます。したがって、御指摘の「ちょこっと」といいますか、例えば15分で終わってしまうというようなところは、現行制度上では想定がされていないというのが現状でございます。ただ、そうは言ってもですね、これは民間の支えでございますので、やはり協力員さんが急にといいますか、利用者が急にそういう緊急な対応をしてほしいということがあった場合は、極力協力員さん、これ御理解していただかないとなかなかできないんですけれども、協力員さんが協力できる場合は、対応ができる。また、本当に少しの対応で済むということであれば、緊急やむを得ないような場合には、社会福祉協議会の職員が直接対応することもあると、そのように聞いております。以上でございます。

○6番（堀雄一郎君） 先ほどの紹介しました事業につきまして、今の様子はホットサービスのよさはわかりました。先ほどの紹介しました事業につきましては、私も現場をちょっと見てこないとどうなっているかと思ひまして、立川市のちょこっとボラ

ンティアの様子を伺ってまいりました。現在のボランティアの登録者というのは市の職員が13名、市民が18名と、合計31名で、利用している方は15名とのことでした。これは、まだスタートしてそんなに間がないということもあって、やはり試行錯誤しながらやっている様子でした。このちょこっとボランティアはですね、気軽にとりかかれるというところが、やはりあったようで、このちょこっとボランティア登録者向けの「ちょこボラ通信」というものが発行されておりました。ここに週2回のごみ出しボランティアをする方の声が載っているんですけども。「通勤途中にちょこっとしたボランティアができ、とても感謝しております。できるかなと心配していましたら、ちょこっとだからとてもやりやすいです。行政の方にこのすばらしい活動の企画を出していただいてありがたいです。まるまるさん宅のごみ出し以外には特別なことはしておりませんので、お礼の言葉をいただくなんて、申しわけないです。今のところ問題なくさせていただいておりますので、今後ともよろしくお願いします」というようなことが声として載っておりました。これが、少し、地域というものを対象にしたボランティアというとなかなか手が出ないという中で、ただ、どの市民もですね、何かちょっとぐらひは自分も役に立てば、やれたらいいなという思いを持っているということが、やはりこういう言葉が上がってきたことでわかったと思ったのですが、そういう思いは皆持っているのに、なかなかそれを出す機会がない。また、継続性を求められるとその先自信がないとか、いろいろあると思うんですが、こういう活動の場ということでも、こういう例が出てくることがひとつは期待されるのではないかというふうに思いました。このプチボラやちょこボラというような形ならできそう、でも専門性というものは私が特に何もないんですという方も、手を挙げることができるというのが特徴ではないかと思いました。

日常生活で発生する簡易な生活の課題について、近隣の住民の方や市の職員のちょっとしたお手伝いで、安心、またありがとうと、この感謝の言葉が広がっていくと、こういうまちづくりが、関係性が広がれば地域が潤い、つながっていくのではないかというふうにも、理想としては思い描いております。立川市を見てきた、そこで気がついたんですけども、見守りボランティア制度が、8年前からやっているそうで、260人の見守りを80人ほどのやはり無償のボランティアさんで行っていて、このちょこっとボランティアとも並行して、今後可能性を考えていきたいというふうに行っている様子が見られました。どんなことをやれるかなという中で、試行的に、散歩の付き添いや、話し相手、また将棋の相手などにもマッチングしたところ、いいということで、それがうまく機能し始めるので、15分ということで始めたんですけども、ちょっとやってみようということで、それをつないでいらっしゃるところもあるということでした。

また、市の広報の募集以外では、特に団体に声をかけたりはしていないそうですが、中学校のボランティア部の部員さんの登録もあったそうです。ちなみに、このボランティアさんと利用者さんとのマッチングというのが問題になると思うんですけども、これは今市内6箇所にある地域包括支援センターが行っていました。ここで見守りボ

ランティアともあわせてすべてやるという、そういうシステムということでした。それで、今回は市民力の向上と地域活性化という視点から質問しました。制度で福祉としてやるのがいいのか、それとも、これはあくまで助け合いちょっとしたことなんだから、これをもっと皆んながスムーズにやればいいのかっていうところもありまして、地域の活性力、活力につながるような、こういうことができればなっていうふうに思ったんですけれども、市長からボランティア活動を行いやすい環境づくりや、お互いに支え合っていける社会ができ上がっていくようそんな方向での努力ということとをされるという御答弁もいただきましたので、これからですねまた改めてですね、こういった窓口づくりができることを私は要望しまして、今回はここまでとして、また改めての質問をさせていただきたいというふうに思います。

次の再質問に移らせていただきます。1項目目、市民力向上についての2点目、安全安心なまちづくりについての再質問に入ります。福生市でも、多くの市民が子どもたちの見守りや地域の防犯活動をしています、目立たないという方もいます。揃いのベストなどを着て、一斉にまちに出ている姿が他市で目につくということですが、このような揃いのベストを提供するなどの助成の考えはありませんでしょうか。

それから2点目、防犯ボランティアさんが、けがをした場合の保険について質問します。市として安全安心なまちづくりを進めていく上で、ボランティアさんの活動は、重要と認識されていると思います。事故に遭った場合の保険は、どうなっているのでしょうか。

それから3点目、防犯活動に対する知識や注意点を皆さんに伝える教室なども積極的に実施すべきだと思いますが、計画はありますか。

4点目、以前スーパー防犯灯や防犯カメラの設置について質問をしました際、東京都の補助金を活用する場合の幾つかの要件が提示されていました。その中に、区市町村が安全安心まちづくり推進地区として指定することというのがありました。安全安心まちづくり推進地区という言葉自体、そのときはござませんでしたので、今議会でも、安全安心まちづくり条例が議案として提出されていますが、安全安心まちづくり推進地区の指定なども今後、できるようになっていきますでしょうか。

また、2007年6月の議会で、これも答弁いただいた内容なんですけれども、今後もそういった意味では、犯罪を少しでもなくすような形で福生警察署と協議をしまして、市ができる部分がありましたら積極的に取り組んで検討してまいりたいと存じますと、これはスーパー防犯灯について答弁をいただいております。防犯カメラ、スーパー防犯灯の設置なども、こういったことにも、できるように今後なってくるのかどうかについての以上4点を再質問させていただきます。

○総務部長（野崎隆晴君） それではまず、見守りなどのボランティアさんに対しての支援についてでございますけれども、21年度予算に御指摘の町会、自治会等の防犯パトロール用のベストの購入を計上させていただいております。町会、自治会等の皆様方には、日頃より献身的な心をもって御協力をいただいておりますが、市民の皆様の安全安心を守るために少しでもお役に立つていただくために町会、自治会等の地

域の皆様は貸与という形で配付をさせていただきたいと、そのように考えております。

次に、3点目の講習会等の実施についてでございますが、こういったボランティア活動をより効果的、実践的なものとしていくためにも、福生警察署とも相談をしながら今後講習会等の開催についても考えてまいりたいと、そのように思っております。また、市の現在実施いたしております出前講座なども有効に活用していただきましてボランティア活動の一助としていただければと、そのように考えております。

次に、スーパー防犯灯あるいは防犯カメラの設置についてでございますけれども、東京都の補助要件となっております推進地区の指定につきましては、東京都に確認をいたしましたところ、市区町村が推進地区として指定をするとのことでございます。なお、このほかの補助要件といたしましては、商店会、町内会等の地域団体が設置運営すること。あるいは、防犯に関する地域活動を継続する見込みがある地域団体が実施する事業であること。また、区市町村が東京都とともに補助を行う事業であることの補助要件となっております。東京都と私ども市区町村がともに事業主体となる商店会、町内会等を支援していく事業であるというような、そんな位置づけとなっております。したがって、商店会あるいは地域団体等から要請があった場合につきましては、市の方といたしましても積極的に御相談をさせていただきたいと、そのように考えております。以上でございます。

○生活環境部長（森田秀司君） それでは、2点目の防犯ボランティアに対しての保険の関係でございます。福生市には、福生市市民活動災害補償保険制度という制度がございます。その要綱の第2項2条で、市内に活動の拠点を置く市民及び市民活動団体が本来の職を離れて自発的な意思のもとに行う継続的で計画的に行われる公益性のある直接的な活動の中で不測の事故が発生し、参加者や、その他の第三者に損害を与え、市民団体等が法律上の損害賠償責任を負うことになった場合や、指導者や、参加者自身が負傷されたり、死亡されたような場合に補償するもので、こういった要件が満たされた場合には、防犯活動はその保険の該当になるというふうに考えております。以上でございます。

○6番（堀雄一朗君） では、いま一つ一つお答えいただきまして、大体様子がわかりました。防犯ボランティアさん向けの講習会も予定ということですが、ぜひお願いしたいと思います。

保険についてなんですけれども、これは市民活動災害補償保険制度の適用ができるということですが、私が聞きました話では、たまたまこの方は一昨年、子どもたちの下校時に不審者が出るという情報をもとに、防犯の見守りということで不審者がいないかと巡回していた方がですね、自転車にひき逃げされました。それで、実は大変な重症になってしまいまして、一命は取り留められたものの脳挫傷で重体、1カ月ほど入院の後退院をされまして、大変な治療費がかかったそうです。保険に自分で入っていたから何とかお支払いできたそうですが、こういう方もいらっしゃる。ただ、この話をお聞きになった周りの方は、「けがしても自分持ちか」と、朝は塵芥収集車で呼びかけられ、夕方は防災行政無線で呼びかけられやってみたところ、けがを

して自分持ちとなったんでは、先ほどの講習会の話もありますけれども、何の知識もないお年寄りが、ただらうろと回っていてけがをして、残念だったねというのでは、何だかおかしい、これは自分が損をしてしまうということでした。周りの人も含めてみんな、やめた方がいいんじゃないか、自信のある人以外はやめようという感じになったということで、防犯に関する活動は、非常に低下しているというそういう事実をお聞きしました。それを聞いた方が、なんかそれはおかしいのではないかということで、周りでもそういうふう意識、保険なんか入っているのかなということを心配されておりましたので、ぜひ、講習会などの際には、一応保険はどんなものがあって、適用の可能性はあるという話をですね、紹介していただきたいなど。そういうせっかく地域の皆さんの力を借りてですね、まちを守っていきこうという中で後ろ向きな話が広まっているということがわかりましたので、ぜひ講習と合わせて紹介もしていただきたいと思います。

また、福生市民の皆さんが活用しやすいように、この紹介だけでなく、何かあったときには、どうしたらその手続きができるのかなども、協力していただきたいなというふうに思いまして質問をさせていただきました。ですから、こういった講習会とあわせて、そういう保険の紹介などもしていただくことができれば、ぜひやっていただきたいのですが、この点もぜひ確認で質問させてください。この講習会に、こういう保険制度の説明などもあわせてやっていただけるかどうかの質問をさせていただきます。以上です。

○総務部長（野崎隆晴君） 講習会あるいは市で実施を考えております出前講座、こういった際におきましても、ぜひそういった概要的な市の制度としてこんな制度があるというような、保険の話などもさせていただき、市民の皆様が積極的に参加できるようなそんな環境づくりに努めてまいりたいと、そのように考えております。

○6番（堀雄一朗君） ありがとうございます。要望させていただきます。

それでは、安全安心まちづくりの機運も盛り上がって来ましたようですので、この条例が今回も審議されますが、こういった、安全安心まちづくり啓発キャンペーンというの、今後計画していただきたいなというふうにも考えております。痴漢等も私がことし聞いただけでも3件、そういう被害に遭ったという話を聞いております。ですので、防犯カメラの設置等についてもぜひ先ほども協力して推進していきたいという話もありましたが、そういう手が上がりましたら、ぜひその実現に向けて協力していただきたいです。それで、地域活性化、生活対策臨時交付金も防犯カメラの設置などにも使えるという用途が、条件つきですけども、あると思いましたので、そういったことも含めて検討いただきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせてもらいます。2項目目の文化資産の保護と活用についての1点目、福生市の文化財の保護について伺います。197点のうち、122点は毎年確認しているということですが、残る75点は確認されていないということで、調査をしていただく必要があるのではないかなと私は思います。で石造遺物調査報告書の序文には、「民衆の生活文化を反映する貴重な文化財の一つとして、大切

に保護していかなければならないと考えています」とあります。私もその文化財がどうなっているのか、私も興味のあるもの、その本の中から、この1864年に建てられたという、「道標」を見に行きました。見に行きましたところ、どこにあるのか目印も特にありませんので、横倒しに放置されておりましてですね、とても文化財という様子ではありませんでした。いつ処分されてしまってもおかしくない、本当にこれかという状況になっておりまして、市としての保存の意思を示していくことが、一つは大事ではないかなと。そして、滅失してしまわないように、文化財の所有者を含め、幅広く市民にその保存の意思を伝えるということが必要と思われませんが、この点についていかがお考えでしょうか。

○教育次長（宮田満君） 今回、開発過程の中で石造物が消失いたしましたことは、大変遺憾に思っております。今後は、今まで以上に、文化財保護の周知、啓発に力を入れまして、また所有者の方々には、御理解を深めていただくよう御協力をお願いしていこうと考えております。ただいま教育長が答弁で申し上げましたように、行政がその責任で保存の措置を講じる文化財は、文化的所産で、歴史上または芸術上価値のあるものなどの要件に適ったものを特定して行わざるを得ないわけでございまして、未登録の石造物の保存につきましては、文化財総合調査の時点におきまして、所有者の方々にそれが文化であることを説明し、以後、大切に保存していただけるようお願いしているところでございます。

また、ただいまの御質問で道標が横出しになっていたがその保存対策は、ということでございますけれども、この道標の所在地の土地の所有者の方は、その存在を御存じなんです、その隣地の方の御先祖が道標を建てたんだということを、以前担当者が行ったときに話がありました。その後、建てたという隣地の方は土地の所有者ではないのですね。そして、どのようにその土地に固定させるかということが、決着つきませんで、結局担当者もいま困っていると、こんな状態なんですけれども、所有者の方は、その存在を御存じでいらっしゃると思いますので、処分されることはないと思います。今後も継続して、その保存については注視をしていきたいと考えております。

また、今後も一般市民の方にもですね、市の広報紙やホームページ、郷土資料室のホームページを活用いたしまして、これら文化財が地域の歴史や文化を正しく理解するためにはかけがえのない市民の共有財産であるということを周知徹底をいたしたいと思います。同時に担当部署におきましても、今後確認作業をどのような手続で行っていくかということも検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○6番（堀雄一郎君） わかりました。今、広報もしていただけるということなんです、一つはその文化財についての例えば表示があればですね、市民もその認識をそれだけでも持てるんですが、その要望としまして、もし表示が全くない文化財がまだあるようでしたら、表示をできるだけ付けていくということをしていただきたいと。文化財の表示があれば、その所有権の問題になってしまうとまた別の話なんだろうけれども、それが解決しないと勝手に付けられないかもしれないかもしれませんが、表示があることで、いつの間にか市に相談もなく処分されるということは少なくなるのではないかと

と思いますので、その点を要望させていただきます。

続きまして、2項目目のこの文化資産の保護と活用についての2点目、文化資産の活用についての再質問をさせていただきます。20年前にこの発行されました石造遺物調査報告書の付録に「福生市史跡散歩」というものを見つけました。こういうものでして、福生市の史跡をたどる散歩道の案内なんですけれども、大変これはいいものだなというふうに私は見て思いました。それで、こういったものはあったんだということに気がついたんですが、たまたま私が見つけたのは2千円もする本の中の付録だったものですから、なかなか市民の目には届かないだろうなというふうに思いました。「文化財マップ」というものも12年前つくられてますし、「文化財ガイド」も5年前につくられていますね。今度つくっていただく際には、ぜひ観光協会などとの何かコラボレーションをしていただいてですね、「福生市史跡散歩」程度のマップをですね、文化財を見て歩く、観光コースの紹介をしていただくという意味でつくっていただけたらどうかと。それで、市民へ無料で手にとれるように、あるいは市民に一回配付していただくなど。また、今後国民体育大会なども意識して、お客さんが手にとれるような駅前や公共施設への配付もできたら、継続的に続けていただけたらと思います。このような活用についてはいかがお考えでしょうか。質問させていただきます。

○教育次長（宮田満君） 文化財マップ、また、史跡案内でございますけれども、確かに大分以前に発行したものでございまして、それ以降、新たに登録した文化財、指定した文化財がふえておりますので、データの的には古いものになっております。現在、郷土資料室では独自に立ち上げましたホームページにおきまして一覧表等を載せておりますけれども、まだマップ的なものは掲載していない状況でございまして、とりあえず急ぎホームページを活用してマップを掲載し、新たな登録指定した文化財は逐次加えていくと、このようなことも考えてみたいと思います。また、他の観光協会等の協力ということでございますけれども、郷土資料室の役割は情報の収集と提供でございまして、いつでもこういった情報は提供するわけでございますが、今後、庁内の生活環境部等にも働きかけまして、より一層情報の提供に力を入れていきたいと思っております。以上でございます。

○6番（堀雄一朗君） 部を超えて、またそういう話し合いを今後してくださるということで、ぜひ期待申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

もう1点質問させていただきます。蔵と米軍ハウスについては、例えば、展示発表の機会をつくるなど、検討できるということでしたが、郷土資料室としても、今後、文化財なのかということも含めてなんですけれども、調査研究の対象として、その資料や記録の保存に関与していただくということはどうかと、そのようにしていくことについてのお考えはないでしょうか、ということを質問させていただきたいと思います。以上です。

○教育次長（宮田満君） 文化財でございましてけれども、先ほど教育長の答弁、また私の再答弁でも申し上げましたとおり、行政がその責任をもって、保護を加える範囲

というのは、おのずと限界があるわけですが、重要な文化財につきましては文化財総合調査を行いまして、市内にどのように分布しているか、その内容はどうかということを調べております。現在その土蔵、蔵と戦後のハウスにつきましては、その調査項目に入っておりませんけれども、建物につきましては、従来は、寺社建築、また古民家という分類で、調査は既に完了しております。ただハウスとなりますと、どの分類にしたらいいいのか、歴史資料なのか、民族資料なのかということもございまして、今後検討しなければいけないだろうなと思っております。また、土蔵に関しましても、当然、古民家のひとつの枝かもしれませんが、現在までには調査等は行っておりません。それは、個人のどうしても重要なものをしまっておく場所ということで、なかなかそちらがしにくいということもありました。それにつきましても今後、文化財の総合調査の要件に加えるかどうかということも検討を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（原島貞夫君） 午前11時10分まで休憩といたします。

午前11時1分 休憩

~~~~~

午前11時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（堀雄一朗君） それでは引き続き、先ほどの文化資産の活用についてですが、基地、米軍ハウスと蔵のことですが、これは要望させていただきます。どのような文化財なのか、民族なのかどうか、今ちょっと答弁の中でお話ありましたけれども、ぜひ調査していただいて、このハウスを取り巻く実はそこに生活があって、その文化があったということも、実はあるんじゃないかと。その家政婦として働いてきた方とか、今はまだ生きていらっしゃるんですけど、そういう方もだんだん少なくなってきました、中のことをこんなハウスだったとか、こんなふうはこの地域で人が暮らしていたとか、そういうことがプラスかマイナスかっていうことは別としても、その資料として、事実を残していく必要もあるんじゃないかと。そして、その周辺には飲食店がありまして、この飲食店の盛衰っていうこともあるんじゃないかと。次第に地域が変わっていくわけですが、歴史にとどめるということもこのことには関係するんじゃないかと思ひまして、ぜひこの検証にも取り組んでいただきたいというふうに要望いたします。

では、3項目目、学校支援地域事業本部についてなんですけれども、実はこれは、今ちょっとお聞きしても、これから、あっちも大事だということでやろうと思っているということで、取り組まれているということを答弁いただきましたので、わかりました。質問するには、まだこれからということですので、要望を述べさせていただきたいというふうに思います。学校、家庭、地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを進めてきましたこの福生市にとりまして、現在はこれを前向きにどうやっていこうかと取り組まれているということがわかりました。文部科学省が考えている仕組みは、地域特性を生かしていく事業ということで、骨組みのみというこ

とで具体的な中身については、ほとんど示されていないようです。かつ、ちょっと気になりますのは、地域人材の活用に力点が置かれておりまして、いかにこの地域の方が学校に来て手伝ってもらおうという、そういう観点が強い、どうも骨組みだけだと、そういうふうに見えました。ところが、既に教育委員会の皆さんもお気づきになっていると思いますが、それだけではないんじゃないかと、この事業はもう少し深みのあるもので、きちんとやらないといけないというふうにお考えなんだと思いますけれども、これまであいさつの方で、教育委員会が指導をされてきたことで地域力を得るために先生方が外周りをしたり、地域の方をもっと中に呼び入れたり、そういうことをして来ることによって、今までやってきたこと以上にそういう努力をしたことで学校の評判がよくなってきたり、クラブ活動に成果が出てきたり、子どもたちも落ち着いてきたとかですね、さまざまなそういうことが見られるようです。学習の方の成果も次第に出るだろうと期待しております。

そこで、今までは先生方にもう一踏ん張りをお願いしてきました。また地域の方にも協力をお願いしますと、いろんな方に声をかけてきました。今後もこの方たちが、気持ちよく一体感をもって子どもたちを育てていけるように、そういう意味でこの事業は成功してもらいたい。この事業につきましては、また何か一つ、学校にふえたのかっていう感じにならないように、本当にこの事業で何となく全体がまとまったと、今はいろんな手助けを得ながらそれぞれの学校によってすべて事情が違って、かついろんな手を加えてということで、恐らく整理ができている方は副校長先生と校長先生ぐらいで、先生もこの人誰だろうというような人が来ているとかですね、そのぐらいいろんな人が出入りしてしまっていて、どんな事業が行われているのかについても、多種多様になっていると思います。その中で、それぞれの方がコミュニケーションが図れていないみたいなことになると、また無駄が出てきますし、せっかくの皆様のお力が分散してしまいますので、学校支援地域事業本部については、ひとつどの学校関係者も、いいものができたねと言っていただけるように、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに要望を申し上げます。以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、14番増田俊一君。

（14番 増田俊一君質問席着席）

○14番（増田俊一君） おはようございます。御指名をいただきましたので、通告に基づき2項目について一般質問をさせていただきます。私は、関連があると思いますので一括方式をお願いをさせていただきます。

まず初めに、1項目目の公園行政についての一点目、公園整備計画についてお伺いをさせていただきます。このことにつきましては、平成19年の6月定例会で質問いたしました。その際、庁内にプロジェクトチームを設置し、関係機関や地域の方の参加もいただきながら、整備計画を策定していきたいとお話でございました。その後、お話のとおりプロジェクトチームが立ち上がり、検討されているようでございま

す。この1月中旬だったと思いますが、公園整備計画に関するアンケート調査が実施されましたので、これらのことは、すべて計画を策定される過程のこととさせていただきますので、改めてここで質問をさせていただきたいと思います。

平成20年度、つまり今年度から平成22年度までの実施計画の中に、新規事業、事業名を公園・緑地整備計画策定事業として、公園整備計画の作成と公園整備計画に対するアンケートの実施など、22年度までの全体計画が記されております。また、先ほどお話がございました市長の「福生市五つの元気推進計画」の中でも、緑の保全と公園広場の利用方法の見直しを推進項目といたしまして、管理方法などを含め、公園整備に関するプロジェクトチームにおいて、緑の保全方法、公園広場の利用方法等について具体策を検討し、その報告を踏まえ見直しを進めるとございます。

そこでまず初めに、市内に点在しております公園の現状を市長はどのようにとらえられておられるか、また、そこから取り組むべきといたしますか、課題としたのは何かなどについてお伺いをさせていただきたいと思います。次に2点目として、そのアンケート調査の目的や調査方法などについてお伺いさせていただき、3点目としては、これからのまちづくりにおける公園の管理運営について、どのような考えをお持ちなのか御所見をお伺いしたいと思います。

次に、2項目目の町会・自治会館などの集会施設についてお伺いさせていただきます。このことについても、「福生市五つの元気推進計画」の中で、推進事業として、会館などの老朽化による建て替えや耐震補強等を促進するための補助率や補助金の限度額の見直しなどが記されておりますので、お伺いをさせていただきます。

1点目として、町会・自治会館などの現状をどのようにとらえていらっしゃるのか、また問題点は何か、取り組むべき課題とは何かなどをお願いいたします。2点目としては、近隣自治体の状況についてお話をお聞かせいただければと思います。最後に3点目として、町会・自治会館などのこれからのまちづくりにおける位置づけについてどのような考えをお持ちなのか、御所見をお伺いさせていただきます。

以上で1回目の質問とさせていただきます。御答弁よろしくお願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 増田議員の御質問にお答えいたします。公園行政についての1点目、公園整備計画についてでございますが、福生市で管理している公園・緑地は、昭和39年に開設した福生柳山公園から始まって、現在では74カ所、約39ヘクタールでございます。おかげさまで、本市の公園・緑地は、市立公園のみとした場合、市民1人当たり約6.4平方メートルで、東京都26市中のうち多摩市、稲城市、八王子市に次ぎ、第4位の面積を確保しております。しかし現状では、区画整理等で生み出された公園が画一的に設置され、その多くが開設後20年以上経過し、その間にはバブル崩壊や少子高齢化、経済不況など社会情勢が変化いたしました。加えて、市内の町並みは、事業所等の跡地に建つ高層マンションや宅地開発などにより大きく変化し、必ずしも市民ニーズに合った公園とは言えない状況にあります。さらに、樹木の巨大化、枯れることによる倒木、枝の落下などにより、公園利用者、近隣住民の安

全性の問題が発生しております。そのため、公園行政の課題といたしましては、公園の維持・管理面では、多数の公園ボランティアの皆様のご参加により、一定の成果を上げており、そのネットワークづくりの拡大を図ることが必要であると考えております。

また、自由時間の増大に伴った多様化などによる、地域住民の健康・スポーツ志向、地域でのイベント参加志向、自然志向に対応していく必要がございます。そのためには、指定管理者制度導入も視野に入れつつ、それぞれの地域の特性や実情に合った公園運営や、平成18年に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法や東京都福祉のまちづくり条例に則った公園整備の実施など、課題があると考えております。そこで、今後10年間の公園のあり方として、平成19年度において庁内にプロジェクトチームを設置し、平成21年度には緑の保全方法や公園等の利用方法の報告を考えております。

そこで2点目の、市民ニーズを把握するアンケート調査についてでございます。調査の目的といたしましては、プロジェクトチームで議論した課題に対する市民の皆様の基本的な考えを把握するため実施いたしました。調査方法は、無作為に抽出した2千名の市民の方々に對し郵送で回答をお願いいたしました。現在は、1月末日に回収したアンケート調査の集計作業にかかっているところでございます。

3点目の、これからのまちづくりにおける管理・運営についてでございますが、これからのまちづくりにおける管理・運営は、行政だけでなく、関係機関や地域の方にも御参加をいただきながら、各地域の公園の持つ性格や役割のコンセプトを明確にした整備を進め、真に利用しやすい公園にする必要があると考えております。

次に、町会・自治会会館など集会施設についてでございます。町会会館は、地域住民の集会、催し物等のために必要な施設で、地域での自主的な活動や親睦を図りながら世代間の交流を深める場として、大変有効に機能しており、地域的には共同活動を行うための、最も重要な施設であると認識しておるところでございます。1点目の町会・自治会会館の現状でございますが、現在の会館の所有形態は、土地建物共に所有しているところが3町会3会館、土地が借地で建物が町会所有のところが13町会12会館、土地・建物共に借りている町会は3町会、2会館となっております。また、公営住宅等の施設を使用している町会は、5町会、5会館、そして、地域会館等の市の施設を使用している町会は、10町会10会館となっております。課題の一つといたしましては、建物を所有しております16町会の15会館につきまして、昭和20年代から40年代に建設された会館であり、老朽化がかなり進んでおり、会館の建て替えや増改築、修繕等を行う時期を迎えている実態がございます。なお、本年度実施いたしました市民活動団体の意識・実態調査においては、町会・自治会が他団体とも連携を希望しており、地域会館が地域コミュニティの拠点として活用していくことなども課題として考えられます。既に他の自治体では、地域会館等を、町会自治会を中心に地域のコミュニティ団体と組織を立ち上げ、共同で管理している事例もございます。

2点目の近隣自治体の町会等会館の状況でございますが、羽村市は39町内会が独

自では会館を所有しておらず、市が設置した23の集会施設を管理使用しております。このうち、3地域の会館は、被災者一時宿泊所の機能を持ち合わせております。青海市は178自治会ありまして、108自治会が会館を所有しており、地域住民の交流、集会、催し物等の活動の拠点としており、あきる野市は83自治会ありまして、71自治会が同様に会館を所有していると伺っております。

3点目のこれからのまちづくりにおける町会会館の位置づけでございます。申し上げるまでもなく、それぞれの町会・自治会は、地域住民の自主的かつ任意に組織された団体であり、その具体的な活動等は各町会・自治会の自主性に任されているところでございます。制約等のない自由な活動の拠点として、また、耐震性やバリアフリーなどの安全対策を図っていただくことにより、災害時には一時的な集合場所や避難場所となり得ることが望ましいと思っております。このようなことから、地域コミュニティづくりの拠点である会館を整備し、町会・自治会活動の促進と活性化を目指し、「五つの元気」施策の一つとして、平成21年4月から、町会会館の建て替え等を行う場合の補助率を100分の60から100分の70に、また、建設等に関わる限度額を3500万円に引き上げ、実施させていただければと思っております。市といたしましても、主体性を損なわないよう十分留意をしながら、会館の運営を含め町会・自治会を支援してまいりたいと考えております。

以上で、増田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○14番（増田俊一君） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、1項目目でございますが、御答弁から、お話を大体まとめさせていただきますと、一言で言えば、公園の市民ニーズに合った公園とは今や言えない状況にあるということで、真に利用しやすい公園にする必要があるからということだと思います。その取り組む課題を大別させていただきますと、一つとしては今お話のございました緑の保全、そして2としては、公園の維持管理、3としては、管理運営の3つの課題に分けて取り組もうとされているのではないかと、そんなふうに思うわけですが、そこで、その内容につきまして、それぞれ少しずつお話を聞かせていただければと思います。

1の緑の保全につきましては、以前にお伺いしておりますので、ここでは質問いたしません。このところ、本8児童遊園の廃止や玉川上水緑地日光橋公園の一部売却という、緑が失われる事態が2つほど発生しております。現在の水準を維持していくためには、この整備計画の中に、例えば、公園や緑地をやむを得ず廃止または縮小する場合は必ず代替地を確保してから実施することなど、監視機能を盛り込む必要があると考えますので、この点については以前にも要望しておりますが、再度、要望させていただきます。

それから、公園の維持管理の公園ボランティア活動についてでございますが、この活動は4、5年前から始まったように聞いてございます。たしか個人と団体とがあり、その数も、このところふえ続けてきていると、そのようなことからだと思いますが、

ネットワークづくりの拡大ということで同じでございますが、そのボランティア活動がある程度の規模を有し、定着していることをこのことは物語っているんだと思いますが、どれぐらいにふえてこられたのか、その活動の内容と行われている公園の数は幾つぐらいになったのかお聞かせいただき、ネットワークづくりの拡大を図る目的といますか、ねらいは何なのかもお聞かせいただければと思います。

それから、公園の管理運営についてでございますが、課題として取り上げられましたバリアフリー新法や東京都福祉のまちづくり条例にのっとり利用者の皆さんや近隣住民の方々への安全性を重視したということがございますが、この整備につきましては、言うまでもありませんが、できるだけ早く、改善・改修することが必要と考えますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

それから、指定管理者制度の導入についてでございますが、私の知る限りでは、都道府県はもとより、多くの地方自治体でも、公園という公共施設にどちらかと言いますと規模の大きい公園に指定管理者制度を導入し、成果を上げていると聞いております。当市におけます公園という公共施設に対しましての指定管理者制度の導入については、どのような考えをお持ちなのか、また、街区公園など、規模の小さい公園についてはどのような考えをお持ちなのか、合わせてお聞かせいただければと思います。

次に、プロジェクトチームで議論された課題とアンケート調査でございますが、ちょっと余談になりますが、実は私の家の方にもこのアンケート調査が郵送されてまいりました。私が書くよりは、と思ひまして、うちの家内に書いてもらい回答いたしましたけれども、家内いわくそこには返信用の封筒で切手が貼ってございまして、切手代がもったいないということで、直接市役所の方に持ってきたそうですけれども、ただ1階でどこへ渡していいのかわからなかったら、案内の方がすぐにどうしましたかということで声をかけていただいたそうですが、そして、3階の方へ持って行ったそうですが、1階の方にこういったアンケートボックスのような投函できる場所、こういうのが設置されていればいいんじゃないかなと思いますので、そういった市民の皆さんからの声があるようでしたらぜひそのような設置も考えていただければと思います。

本題のアンケート調査ですが、市民の皆さんの基本的な考えを把握するための調査ということでございますが、調査の目的や調査方法、内容などにつきまして、大変恐縮ですが、もう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

それから最後に、計画の策定に当たっての今後の進め方でございますが、アンケート調査の中で、四角く括ってありまして、こんなアンケート調査の依頼ですけれども、ちょっと読みあげてみます。「今回のアンケート調査は、福生市内の公園の整備全般について、市民の皆さんの意見や要望を聞くもので、個別の公園の整備については、策定される整備計画の基本的な方針にのっとり、利用者の皆さんや、近隣の皆さんの意見を賜りながら進めていく予定」と、そんなふうに書かれてございますが、どんなような考えで進めていかれるのか、今後の進め方についてもう少しお話をお伺いしたいと思います。

それから、2項目目の町会・自治会などの会館の集会施設についてでございますけれども、今お話をお伺いしまして、あきる野市と青梅市は簡単に言えば民設民営でございますか、お隣の羽村市は、すべてが公設公営ということだと思いますけれども、福生市は町会数が34町会で、32会館だったと思いますので、その半数の15が公の施設を使用して活動していると、こういうことでございますので、本当に三者三様といえますか、正直申し上げまして、これほど所有形態が違うのにはちょっとびっくりいたしましたけれども、その所有形態については、自治体のそれぞれ事情や地域の歴史などをひもといていかなければわからないことでございますので、ここでどうのこうのということは申し上げませんが、ただ、御答弁で施設や活動に対しまして、新しい変化といえますか、動きが出てきたようでございますので、その辺のところにつきまして、何点かお伺いをさせていただきたいと思います。

1点目として、羽村市が設置している被災者一時宿泊所を持ち合わせた会館でございますが、このことについてお伺いしたいと思いますけれども、平成19年9月定例会で、私も公共施設などの複合的な利用で利便性を向上していく必要があるのではないかとお伺いをしてございましたが、その事例として挙げましたのは、例えば福生市内であれば、永田クラブと永田児童園とのことでございますが、あそこは僕もよくわからないんですけれども、境がわからない状態でうまく利用されておりまして、相互利用、お互いの利便性が本当に向上されているんじゃないかと思います。そんなことで、羽村市が設置しております被災者一時宿泊所の設置場所が、公園内にあると聞いておりますが、どのような施設なのか、またどのような機能を持ち合わせているのかお聞かせいただければと思います。

2点目として、会館の建て替えなどへの補助金の限度額や補助率の引き上げの対象となる会館数についてお話をお聞かせいただければと思います。といいますのは、市長のお話のとおり、私も会館は地域市民活動の拠点だと思っております。数十年に一度ということでございますが、建て替えには何千万という多額なお金がかかるわけでございます。建て替えが迫られている町会にとりましては、どうやってその資金を調達するか、今役員の皆さんにとっては頭の痛いところではないかと思います。そこで御答弁のように、この4月からでございますが、財政状況厳しい中にも関わらず、会館の建て替え等に対する補助率や補助額を引き上げが予定されているということは、利用者の皆さんや町会関係者にとっては本当に吉報になるのではないかと考えております。そこで、ここでお聞かせいただきたいのは、その32会館のうち対象となる会館数はどのくらいあるのか。また、現在建て替えを検討されている町会は幾つあるのか、お聞かせいただければと思います。

3点目として、市内市民活動団体に対してのアンケート調査と講演会について少しお聞かせいただければと思います。その調査の目的や調査方法と内容などをお聞かせいただき、またそのアンケートの活用や町会・自治会の現在抱えている課題についても、どのように調査されているのか、お話をお伺いさせていただきたいと思います。

それと、先日新聞にも報道されましたが、法政大学の多和田教授を講師に招きまし

て、地域づくり講演会を開催されておりますので、その内容などについても合わせてお聞かせいただければと思います。

以上で、2回目の質問とさせていただきます。御答弁よろしく願いいたします。

○都市建設部長（小峯勝君） 公園行政について、何点か御質問いただいておりますので、お答え申し上げます。また、アンケート調査におきましては、お手数、御協力ありがとうございました。持参の場合には1階フロアーで今後、明示できるような対応をとっていきたいと思います。

初めに公園維持管理で幾つか御答弁させていただきます。まず、公園のボランティアの推移でございますが、平成16年から制度が始まりまして、平成16年度に6組1団体でございましたが、平成20年度では、28組5団体となっております。公園ボランティアの皆様の日常の活動には心より感謝いたしております。そこで、活動の内容でございますが、清掃、除草、季節の花、植栽、樹木の手入れなどが主な内容でございます。活動している公園の数でございますが、27公園でございます。また、ネットワークづくりの拡大を図る目的とねらいでございますが、公園ボランティアの皆様の多くの参加をいただくことで、市民に認められた地域の公園となるのが、最大の目的、ねらいであると考えております。また、公園の維持管理でございますが、大規模公園等の指定管理者制度の導入の考え方でございますが、市内の公園PTの報告を参考に、公園の規模ごとに分類し、例えば大規模公園は指定管理者制度導入、また小規模公園は、市民協働での管理にするといった一定の方向が出ればと考えております。

また、次にアンケート調査の目的、方法、内容でございますが、目的は、21世紀を迎え、公園の価値感も多様化する中で、市民が主役となり地域の状況や市民の意向を十分に反映した新たな公園を創出することを目的としております。次に、アンケートの方法でございますが、無作為に抽出した2千名の市民の皆様に対しまして、郵送での回答で実施いたしました。回収率は680通、34%でありました。アンケートの調査内容といたしましては、主に市内の公園の利用状況、公園ボランティアの参加の有無、愛着のわく公園とは、時計塔やトイレの必要性の是非、公園づくりの参加の是非、河川敷公園の重要な要素、今後の公園に望むことなど、14の設問であります。

次に、公園整備計画の策定に当たっての今後の進め方でございますが、整備計画に当たっては、これまでの行政主体のつくる側の視点から、公園を利用する使う側の視点に立つものとし、だれでもが利用できるようなユニバーサルデザイン化した公園を考えております。そのためには、実際にまちづくりに関わっております各種団体の意見交換を持つ中で、今後の10年間の公園の整備のあり方を考えております。

そこで、今後の進め方といたしましては、平成21年度には、アンケート調査をもとにした公園整備計画の策定に当たりましては議会並びに各種団体の皆様の御意見をいただくことを考えまして、市民、市の広報やホームページ等での意見をいただくことも考えております。また、生活環境部で調査いたしました市民活動団体の意識実態調査報告書を参考にいたしまして、公園策定を進めていきたいと考えております。

以上答弁とさせていただきます。

○生活環境部長（森田秀司君） それでは、2項目目の町会・自治会会館などの集会施設について3点ほど再質問いただいております。1点目の被災者一時宿泊所につきましては、羽村市に問い合わせをいたしましたところ、羽村市内に4カ所設置されておりまして、3カ所を町内会が管理をしております。そのうち1カ所につきましては施設を建設後、隣接地に公園が造成されたというふうに聞いております。また、その施設の機能でございますが、災害時の一時的な避難場所として使用していただく施設といたしまして、部屋数6畳間など3室、それと共同使用のお風呂とトイレと台所が備えられているということでございます。

2点目の町会会館につきましては、昭和56年、建築基準法の改正前の基準によって建設された会館が市内に12会館ございます。安全性の面からも建て替え等の計画が必要と思われております。また、昭和56年以降に建て替えをいたしました会館は4会館ございます。昭和58年に本町第7町会、平成元年に永田町会、平成3年に牛浜第2町会、平成15年に南町会が建設をしております。現在、建設会館を検討している町会は、建設委員会や建設準備委員会を立ち上げているところが3町会ございます。そのほかに建設積立金をしているところが1町会というふうに聞いております。

次に3点目の、市民活動団体意識実態調査の目的、それと内容とアンケート調査の活用でございますが、目的につきましては、市民活動団体の活動や運営状況の実態と協働に関する意識を把握し、協働を活性化するための基礎資料とすることを目的といたしました。内容でございますが、市内に活動するNPO法人及び広域的な活動を行う任意団体で、町会・自治会、社会教育団体と、577団体を対象に活動分野、協働に関して市に望むこと、他の団体との交流、活動する上での課題など25項目について調査をしております。また、調査結果につきましては、活動への理解や団体間の交流、団体と町会・自治会の交流を望んでいるというような結果が出ております。今回の調査から得られましたデータは、さらに分析し、今後の市民活動を促進する上で活用をしていきたいと考えております。

また、この調査結果から得られました町会・自治会の抱えている課題でございますが、一つは、会員に対する課題がございまして、その中では運営スタッフが少なく特定個人に責任や作業が集中する、活動の中心となるリーダーや後継者が育たない、メンバーの高齢化や世代の偏りがあるといった回答が上位を占めておりまして、会員活動メンバーの固定化など、人材に関する悩みを多く抱えているということがわかりました。二つ目には活動に関する課題がございまして、この中では活動資金が不足している、会合や活動場所の確保が難しいといった回答が寄せられておりました。

次に、2月14日に行われました法政大学の多和田教授により行われました、地域づくり講演会の内容でございますが、町会・自治会の持つ四つの機能、親睦、地域合意形成、公共サービスの提供機能計画、企画機能、といったお話ですとか、個人所得の減少と行政サービスの提供に限界が出始めている今、町会・自治会の機能は改めて重要なものとなっており、若い人の加入を促進していく必要性や地域の皆様、地域の

さまざまな団体と、連携するような新しいコミュニティ組織をつくるといった試みが、各自治体で生まれ始めているといったようなお話もございました。今後のコミュニティ形成には自治体町会・自治会は、大変重要な役割を担っているというふうに私もその講演会で感じたところでございます。以上でございます。

○議長（原島貞夫君） 午後１時まで休憩といたします。

午前１１時５０分 休憩

~~~~~

午後１時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○１４番（増田俊一君） ちょっと時間があきましたけれども、御丁寧な御答弁ありがとうございました。

それでは、意見や要望をさせていただきたいと思います。まず、公園の整備計画についてでございますが、いろいろと御答弁いただいた内容から私が思いますには、今回の整備計画は、遊具などの修繕から公園ボランティアの皆さんのネットワークの拡大や指定管理者制度の導入など、公園のメカニズムといいますか、「公園の仕組み」の見直し、つまり「新しい公園の仕組みづくり」に取り組もうとするものと思います。そのことから、この計画は当然のことでございますが、短期で整備していかなければならないものと、中・長期的な展望で整備していくものと分けて捉えられていると思います。短期的な整備に対する取り組みについては、御答弁にありましたように、今回の２千名の市民の皆さんのアンケート調査結果や個別の整備計画について、再度市民の皆さんの意見を聞き、それに加えて、他部局、生活環境部で今年度実施されました５７７団体ですか、市民活動団体を対象にした「市民活動意識・実態調査」を活用されてプロジェクトチームで議論していただくことは、情報の共有という点からも大変大事なことで、新しい試みではないかと思しますので、ぜひ進めていただきたいと要望させていただきたいと思います。

それと、中・長期的な展望で整備していくものについてでございますが、急ぐ必要はないと考えております。まずは、どれだけ多くの市民の皆さんや、活動団体の皆さんを引きつけられるかが鍵ではないかと思っております。と言いますのは、今もそうだと思いますが、これから特に限られた財源、職員数の中で、事務事業の選択と集中を進め、情報の共有や市民参加の徹底など、住民主体の行政運営に取り組むことが自治体経営の主軸となっていると言われております。公園は新しい公共サービスの領域と位置付けられているように思いますので、お話のように計画をつくりあげる段階から公共サービスの担い手となれる、実際にまちづくりに関わっている意欲と能力を備えた市民活動団体、ＮＰＯ、民間企業などの皆さんと、時間がかかっても価値といいますか、成果は期待できますので、お話のようにぜひとも、意見交換の場を設けて検討していただければと、この点につきましても要望させていただきたいと思います。

それから、２項目目でございますが、御答弁にありましたように、私も、地方分権が進展する中で個性ある地域づくりや身近な地域課題の解決のためには、商工会や町

会・自治体などのコミュニティの果たす役割がますます大きくなっていると感じております。私の知る限りでは、そのコミュニティの拠点として位置づけております町会・自治会の会館の運営主体は、所有する町会・自治会でございますが、熊川にあります公設の地域会館、福東会館は地域の町会に運営をお任せしていると伺っております。

また、もくせい会館は福生市商工会と、さくら会館は、きのうもお話ございましたが、シルバー人材センターとで、それぞれ併用しておりますが、運営主体は行政で、その他の公設の地域会館も、当然のことながら行政が基本的には運営主体となると伺っております。そのことから、町会・自治会館、地域会館とも市民の皆さんや他の団体などが利用したい場合は、当然のことでございますが、それぞれの許可を得てからとなり、会館などの利用率、実際ところ数字は把握してございませんが、恐らく低いのではないかと思います。地域の活性化のためのひとつとして利用率の向上を図る必要があると考えます。公園整備のところで、真に利用しやすい公園にする必要性からと、お話がございましたが、会館などの公共の集会施設も同じと考えます。真に利用しやすい会館にする必要性があると考えます。公園を新しい公共サービスの領域と位置づけられているように、会館も同じように位置づけしてはどうかと思うわけでございます。その上で、私が思いますには、町会・自治会館などは、市のホームページや広報などでその概要や利用方法など、積極的にPRを考えていただいてはどうかと、思うわけでございます。

そして、地域会館などは、運営主体を地域の公共サービスの担い手となれる、先ほども申し上げてございますが、意欲と能力を備えた商工会や町会・自治会などの市民活動団体にゆだねてはどうかと思うわけでございます。指定管理者制度の導入により、ある意味では、市場化を図ってはどうかと思うわけでございます。ただこのことは、すぐにということではなく、地域におけます課題の解決に向けて、市民の皆さんにも、地域にあるさまざまな活動組織の特徴や水質、それぞれの役割分担などを理解してもらう必要があります。

その上で、町会・自治会による活動に専門的なテーマに取り組んでいるNPO法人などの団体の知恵を生かせるような仕組みをつくっていく必要があると考えますので、それなりの時間を要するものと思っております。新たな中央自治制度に変わりつつあるこの時期、既成概念にとらわれずに新しい領域の公共政策を立案していく上でのキーワードは、共に助けるという共助、互助という人もいますが、それによる協働の推進でございます。このことは、同僚議員も行政と市民が対等の立場であることを基本に考えなければならないと、先だってお話がございましたが、それと、そのようなことで、ぜひとも公共的な集会施設のあり方について議論をしていただき、地域会館や町会・自治会館などの集会施設の新たな仕組みづくりに取り組んではどうかと意見を申し上げ、提案させていただきたいと思っております。お話いたしました集会施設などが、地域や主体となった活動拠点として定着することになれば、多くの住民が地域づくりに参画し、地域の将来像や、さまざまな地域課題の解消に向けた議論や事業が展開されることとなります。そのことにより、福生市の本当に市長の掲げます「五つの元気」

の実現につながるものと確信しておりますので、どうぞこの点をよろしくお願い申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。いろいろと御丁寧な御答弁いただきましてありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 次に、7番原田剛君。

（7番 原田剛君質問席着席）

○7番（原田剛君） それでは、御指名をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回一問一答ということで、1回目は総括質問をさせていただきます。2回目から一問一答を行わせていただきます。

今回は、都市基盤整備について、精神保健福祉の相談支援について、商店街振興について、教育行政についての4項目についてお聞きしたいと思います。

まず1項目目、都市基盤整備について。1点目、公園のあり方について。福生市公明党として、100年に1度と言われる不況に対し福生市で緊急的に雇用が創出できないか検討いたしました。その中で公園整備ということが上がりました。今まで個別には、公園で樹木が伸びているから切ってほしい、草が伸びているので刈ってほしい、トイレが壊れているので修理してほしいなど、市へお願いし、その都度対応していただきました。緊急雇用として公園整備を行うとき、どの公園をどのように整備するかという問題にあたりました。そこで、公明党4名、市内74カ所の公園を2日間にわたり、見通し、除草、樹木、トイレ、遊具など9項目について総点検し、調査しました。それを一覧表にし問題があるところについては写真をつけて、不備を指摘するのではなく、何とか緊急雇用に、雇用創出に使ってほしいとの市長の方に要望した次第です。できるところから個別には対応していただいていると伺っておりますが、その調査の中で感じたことが、どんぐり公園など、整備したことにより、近隣の方のお散歩、犬の参考として憩いの場となっている公園もあります。しかし、ほとんど使用されていないと思われる公園もあり、お金をかけて整備するよりは、使い道を考えた方がよいのではないかと思います。そして、マンションや公営住宅の横には、かつては子どもたちがたくさん遊んでいたんだろうと思われる児童遊園があり、少子高齢化の中で現在は、使用されていないと思われました。草は伸び、遊具も使われていない児童遊園で、近所の方に聞いても、子どもは全く遊んでいる姿は見ないと言われていました。今後、使用されていない児童遊園をどのようにするのかお伺いいたします。

次に、公園のトイレについてですが、高齢者の方が清掃をしていただいているきれいなトイレもあります。また、だれかが寝泊まりしているような、布団があるトイレもありました。そして、修理してもすぐに壊されたり、落書きされるトイレもあります。使用している様子を見ると、市民の方、大人や子ども、また、郵便局の方、宅配便の方なども利用され、本当に助かっていると思います。しかしながら、きちんと整備されているトイレを破壊することは許されません。最近では市内にコンビニエンスストアもありますし、公園のそばに市の施設はないかなども考慮して、修理しても壊されるトイレについては撤去してもよいのではないかと思います。今後、公園のトイレについてどのようにしていくのかお伺いいたします。

次に２点目として、公園の遊具の整備状況・点検状況について。国土交通省では、都市公園における遊具の安全管理に関する調査の集計概要について出されています。これは、昨今増加し続ける遊具事故の防止と、都市公園における安全管理の一層の強化を図るため、全国の都市公園等における、遊具の設置状況や安全点検の実施状況について、平成１０年度から３年ごとの継続的な調査を実施し、平成１９年度の遊具の設置状況と公園管理者による安全点検の実施状況について、調査結果がまとまり、ことしの１月９日に発表されたものです。その中では、遊具の点検状況について、日常点検では平均で月に３．８回、定期点検では平均で年に２．０回でありました。そこで、福生市の公園遊具についても点検して危険があるから修理されたなどと思われる遊具もありますが、全く点検されていないんじゃないかと思われるような遊具もありました。福生市において、遊具の点検について、日常点検、定期点検をどのようにされているかお伺いたします。

次に、２項目目、精神保健福祉の相談、支援について。１点目として、相談支援体制について。昨今うつ病などの精神疾患と言われるものがふえてきております。精神疾患という言葉と精神障害という言葉が使われますが、精神疾患は病気を表し、精神障害は障害を表します。精神疾患のうち、その程度や再発を繰り返すなどして、生活に支障を来す場合に精神障害という言葉が使われております。その精神疾患の代表的なのが、うつ病です。うつ病は多くの人がかかる病気で、少なくとも１０人に１人は一度はかかるくらいの病気です。その原因は、地震などの災害に伴う心の傷、家族との離別、仕事のリストラなどさまざまなようです。

また、精神疾患全般に言えることですが、治るまでに時間がかかるということです。うつ病は治療しても３カ月くらいかかり、その間、仕事を休まなければならなかったりします。うつ病を繰り返すと生活に支障を来してしまいます。そして、その程度によって、精神障害かどうかとなります。症状が重い場合には、障害認定を受け、障害者保健福祉手帳を取得、また、その度合いによっては、程度によっては年金を受給します。しかし最近では、いい薬もでき、うつ病などはほとんど治り後遺症を残さない。また、後遺症を残す病気の場合にも、現在薬の開発やリハビリテーションの工夫などさまざまな治療が試みられ、回復の可能性が広がっていると言われております。重要なことは周りの人が病気を理解し、適切な対応をするだけでも、生活面の支障は随分と解消されるということです。それだけ回復の可能性が残されており、援助の可能性が大きいということから、福生市における精神保健福祉の相談支援体制についてお伺いしたいと思います。

次に、２点目としてハッピーウイングについて。精神疾患や精神障害者の社会復帰と生きがいづくりを目指して、地域支援センターハッピーウイングがあります。業者さんの日常生活に即した支援や、悩み、不安の相談、昼食会、グループ活動、レクリエーション活動も行われております。職員の方たちの人柄も優しく、とても温かい雰囲気なので利用者も利用しやすい感じがします。平成１８年度の報告と平成１９年度の報告を比較すると、登録者が３６人から３７人、また交流室、オープンスペースの

利用者が延べ3125人から3158人、そして、相談件数は1604件から1957件といずれも増加しています。やはり、心の病を持たれる方がふえる傾向にあるのか、またハッピーウィングの存在が徐々に知られてきたのかという感じでございます。平成20年度はまだ終わっておりませんが、利用状況はいかがでしょうか。先ほど申しましたが、精神疾患の程度によって一旦発病した場合、治るのに2カ月から3カ月かかり、仕事を続けていくこともなかなか厳しいと思われます。ハッピーウィングでも就労支援を行っていますが、利用されている方の就労状況はいかがかお伺いします。

次に4項目目、商店街振興について。1点目、集客力ある魅力ある施設の誘致について。市議会公明党では予算要求の商店街振興の中で大衆演劇など集客力ある施設の誘致を上げています。そこで、商店街振興という面で2カ所に日帰りで視察にまいりました。一カ所は、横浜南区の三吉橋商店街の中にあります三吉演芸場です。30メートルほどの三吉橋商店街の端の三吉橋のたもとに立ち、この演芸場到大衆演劇劇団がやってきます。地元の方のみでなく、遠方からもお客さんが見えられ、多くのお客でにぎわっています。昼夜2回の公演をやっているもので、大衆演劇については根強いブームがあるものと思われました。もう1カ所は、東京の豊洲にあります、子どもの職業体験施設であります。これは固有名詞になってしまいますので、子どもの職業体験施設と言っておきます。この施設は、元はメキシコ生まれで、世界で3番目の施設。本物そっくりなお店や施設が並び、大きさが3分の2のサイズで、消防署からビューティーサロン、銀行、ラジオ局、テレビ局、ピザショップなど、全部で80種類以上の仕事があります。実際の企業が機材を提供していて、テレビ局などもあの某テレビ局のカメラなんかが入っているような、そういった状況でありました。子どもはユニホームに着替え、責任者の大人から仕事をする前に働く上でのルールを説明されます。子ども1人1人に役割が与えられ、自分の好きな仕事にチャレンジし、楽しみながら社会の仕組みを学びます。保護者は別の場所に待機し、こうしなさい、ああしなさいなど口出しすることはできません。子どもがみずから判断し、必要ならば責任者の方がアドバイスをしていきます。

そして、働いた後は施設だけで使用できる専用通貨をもらい、それを使ってハンバーガーショップでハンバーガーを買ったり、お土産を買ったりできます。また、専用通貨は施設内の銀行で口座を開設し、預金することもでき、キャッシュカードをもらい、次回、この施設に来たときに専用通貨を引き出して使用できるものです。非常に面白い施設と思いました。高齢者に人気ある大衆演劇の施設や、子どもに人気ある子ども職業体験イベント施設は、一度来た方が再度来る、いわゆるリピーターが多いのです。商店街振興においてこのような施設を市内に誘致し、まちおこしようという考えを持ったことはあるか、また研究を行ったり視察したことがあるかお伺いたします。

次に、教育行政について。1点目、体験学習について。先ほど、豊洲にあります子どもの職業体験施設ですが、体験学習という面でも興味深いものがありました。現実そっくりのまちの中で、社会のさまざまな仕事を体験します。子どもが自分で考え、

仕事を選び、働く上での意識や心構えを学び、仕事の存在や役割、働くことのやりがいや生きがいを体験できます。子どもは、自分の身の回りの仕事についてはある程度理解できると思いますが、自分の知らない仕事、例えばテレビは見ているけど、テレビ局でどのように番組がつくられているかなど、わからないと思います。そのような仕事を体験することにより、自分の将来を考える一つのきっかけになるのではないかと考えた次第でした。そこで、福生市の小中学校では、職業体験やボランティア活動などの体験学習を行っています。教育という視点から体験学習をどのように認識し評価しているかお伺いします。

次に、2点目、自然ガイドマップについてお伺いします。福生市自然ガイドマップ、このような形で、河原の生き物編で、春夏秋冬版という形であります。これは、福生市文化財マップと合わせて800円ということでございますが、ただ散策などをした場合に、鳥や植物を観察する際、これを広げなければ見ることができないということがあります。また、他市において、ポケット図鑑のようにポケットに入れて持ち運びできるガイドブックがありますが、そういったポケットに入る大きさで、自然のガイドブックは作成できないか、この点についてお伺いします。以上、長くなりましたが、1回目の質問でございます。よろしくお願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 原田議員の御質問にお答えいたします。

都市基盤整備についての1点目、公園のあり方についてでございますが、まずは先般、公明党の議員の皆様には、市内すべての公園の状況調査をし、貴重な調査資料をいただきましたので、今後活用させていただきたいと考えております。さて、市内の公園ですが、現在、都市公園51カ所、児童遊園15カ所、その他の遊び場8カ所の合計74カ所でございます。その多くが、開設後20年以上経過しており、公園施設の経年劣化に伴う破損や故障、樹木の巨大化に伴い、枯れた枝の落下などの問題も発生しております。この間、少子高齢化や宅地開発などにより市街化が進み、町並みが大きく変化する中で、公園の利用形態等にも変化が起きております。そこで、今後の公園への取り組みでございますが、これからの公園に必要な施設と不要な施設をよく調査・整理し、改修するとともに、バリアフリー対応や「健康福生21計画」、景観なども考慮した各分野の視点に立った整備が必要と考えております。庁内に設置したプロジェクトチームにより、公園、広場の利用方法等について、各関係機関や地域の方の御参加をいただきながら、現在検討しているところでございます。

そこで、少子高齢化により使用されていない児童遊園についての御質問でございますが、児童遊園は児童福祉法に基づき、児童厚生施設として設置をしております。児童に健全な遊び場を与え、その健康と福祉の増進を図るための施設でございます。土地所有につきましては、すべてが福生市の所有ではなく、中には町会や個人で所有している土地をお借りして、整備しているものもございます。少子化に伴い、利用する児童が少なくなりましたが、児童遊園は遊び場としてだけでなく樹木や草花等もあり、市街化の中の空間スペースとして、近隣住民に潤いや安らぎを与える場所でもあ

ります。また、地域の催し物などでも利用されておりますので、今後も良好な状態を保つために、維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、修理してもすぐ壊されるトイレへの対応についてでございますが、公園のトイレに限らず施設が破損されたり落書きをされたりと、悪質ないたずらは後を絶ちません。市民の皆様などの通報や職員の巡回などにより発見した場合には、その都度対応し修繕をしておりますが、「いたちごっこ」の状況で、正直手が負えない場合もございます。そこで、トイレにつきましては、公園の近隣に公共施設などがある場合で、いたずらがひどいトイレについては、町会等に御相談しながら、撤去することも考える必要があるのではないかと考えております。2点目の、公園の遊具の整備状況、点検状況につきましては、都市建設部長より答弁させていただきます。

次に、精神保健福祉の相談、支援体制についてでございます。平成18年4月の障害者自立支援法の施行により、障害の種別に関わらず、障害者の方々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みが一元化され、施設、事業の再編がされました。市におきましても、福祉部社会福祉課障害福祉係に、保健師の資格を持った職員を配置いたしまして、精神障害者の方々に対する生活の支援等、日常的な業務として支援を行ってまいりました。その後、受付相談件数の増加や精神障害者家族会から担当職員の増員要望が提出されましたので、平成20年4月に精神保健福祉士の資格を持った嘱託職員を配置し、現在は2名体制で業務を行っております。相談内容につきましては、日常生活を初め、病院等の医療機関の相談や、薬についての相談、就労について、家族からの相談等、非常に多岐にわたる相談内容となっております。それらの相談にきめ細かい支援を行い、比較的短期に解決できるものや、長期的になってしまうケース等、解決できないこともあり難しい状況でございます。また不定期ではありますが、安否確認を含めて訪問による指導も行っている現状でございます。

次に、2点目のハッピーウイングについてでございます。御承知のとおり、精神障害者地域生活支援センターとして、地域で生活する精神障害者の方の日常生活の支援、相談への対応や地域交流活動を行うことにより、社会復帰、自立と社会参加の促進を図ることを目的に、平成18年4月に羽村市と共同で設置し事業を開始いたしました。現在は、地域活動支援センターとして運用しており、大変多くの方に利用されていると伺っております。なお、利用状況及び利用者の収容状況については、福祉部長から答弁をさせていただきます。

次に、商店街振興についての集客力ある魅力ある施設の誘致につきましては、福生市の商店街振興を図る上で、多くの方々に福生市においていただくことは重要なことであり、そのことがにぎわいにもつながると考えております。七夕まつりを取って見ましても、約40万人の方においていただいておりますので、商店街のにぎわいにつながるよい機会であると考えております。高齢者の集まる大衆芸能や集客力のあるイベントが実施できるなど、集客力ある魅力ある施設の誘致ということでございますが、必ず伴うものといまして、設置場所、初期投資、経常経費等の課題がござい

ます。

これまでも、他の自治体でそのような施設を誘致し、最初のうちは人が大変にぎわい、盛んな状況を呈しておりますが、魅力あるものとして継続していくということは、誘致を行うことよりも大変なことで、しばらくすると人が離れてしまっているという施設が多いようにも感じられます。その中でも、やはり歴史的な経緯を持った施設については、地域に溶け込み、地域から愛着を持たれ、根強い人気があり、人々が楽しむ憩いの場所として継続しているようでございます。継続するためになされている御努力というものは、大変なものであると考えております。私といたしましても、施設の誘致という目的ではありませんが、出張等の際に人が多く集まっている場所がありますと、関心がございますので、時間の許す限り見てくるようには、しております。「まちが元気」を実現することには、私も強い思いを持っておりますので、これからも商工会並びに商店街とさまざまな意見を交わしながら、福生市として取り組めるようなものの模索していきたいと考えております。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えいたします。以上で、原田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 原田議員の御質問にお答えをいたします。教育行政についての1点目、体験学習についての御質問でございますが、体験学習とは、総合的な学習の時間や特別活動等におきまして、児童、生徒が実際に体を使って体験することを通じて、身をもって感じ、考え、深める学習活動ととらえております。現在、本市の小・中学校におきましては、御指摘のような職場体験やボランティア体験の活動を中心に、福祉体験、国際交流学習、日本の伝統・文化学習等の形で実施がされております。平成20年1月に示されました中央教育審議会答申では、教育内容に関する7つの改善事項の一つに「体験活動の充実」がございます。子どもたちは、他者、社会、自然、環境の中での体験活動を通して、自分と向き合い、他者に共感することや社会の一員であることを実感することにより、思いやりの心や規範意識がはぐくまれていくものと認識をいたします。また、自然と出会ったり、文化、自然に触れたり、文化・芸術に触れたり、困難に挑戦し他者との信頼関係を築いて共に物事を進めたりする喜びや充実感を体得することは、社会性や人間性、基礎的な体力や心身の健康、論理的思考力を形成する意義深い学習活動でございます。

福生市教育委員会といたしましても、各小・中学校に対しまして毎年示しております「福生市教育課程編成方針」の中で、中学校における職場体験学習や、勤労生産・奉仕的活動、日本の伝統・文化理解教育、国際交流活動の充実等の学校に対する指導をいたしております。目下市内での具体活動には、小学校における地域人材を活用しての和太鼓演奏や藍染めの体験、農業体験、茶室「福庵」を活用した茶道体験、中学校におきましては、職場体験推進協議会で地域事業者との協力のもと実施がされます職場体験学習や修学旅行先での伝統文化体験学習等がございます。また、市内の全小・中学校と地域の方々とが一斉に清掃活動をいたします「輝け福生いきいき活動」も3

年目を終えたところでございました。

教育委員会といたしましては、こうした体験活動を重要な意義のある学習活動の一つと認識をいたしております。したがって、体験学習の意義を正しく踏まえるとともに、体験がその場限りで終わらないよう事前・事後の学習が充実されることや、各児童・生徒の発達段階に即した活動内容であること、目的やねらいを一層明確にした効果的な活動内容であること等を学校に対し周知し、今後とも学校における体験活動が充実をしていくよう指導・支援してまいりたいと存じます。

続きまして、自然ガイドマップのポケット版の御質問でございますが、福生の自然ガイドマップは、社会教育課で行っております文化財総合調査の成果を市民の皆様に提供し、保護思想の普及と活用の便を図ることを目的といたしまして、平成7年度に作成をいたしました。御利用の方には800円で頒布をいたしているものでございます。この自然ガイドマップは、「河原の生き物編」といたしまして春・夏版と秋・冬版の2種類からなるものでございますが、多摩川の河原の自然観察に関する情報を写真と図版、及び簡単な解説を付けまして、A全紙サイズにカラーの両面刷りとし、観察時に携帯できるよう小さく蛇腹折りにして、チャック式の透明のビニール袋に入れているものでございます。また、合わせて市内の文化財マップも別紙でお付けをいたしております。本書は、3千部作成をいたしまして、市内小学校、中学校、高等学校に必要な部数を提供し、現在、残部は1500部となっております。

御質問のポケットに入る大きさの作成でございますが、本書はさらに小さく折りたたむことも可能でございますので、利用される方の必要により大きさは変えていただくのがよろしいかと存じます。なお、現在残部は1500部となっております在庫がなくなりますれば、本書は、刊行後大分時間も経過し、河原の様相も大きく変化をしており、データを引き続き使用することは難しいことから廃版とし、再版する予定は目下のところございません。

本書は、先に述べましたように、文化財総合調査の成果を活用した事業でございます。この調査は市内の植物等で学術上価値のあるものを本市の天然記念物として登録台帳に登録をし、その中で特に貴重なものは市文化財として指定をして、行政がその保護を図るシステムでございますが、そのデータ作成のために、文化財の分布と所在の確認のための悉皆調査を緊急性のあるものから順次実施をしてまいりました。天然記念物につきましては、植物調査を昭和49年から開始をし、その後、樹木・竹類調査、草本類調査、シダ類調査、名木調査、さらに水生生物調査、地質調査などに対象を広げ、平成3年までに13年間にわたりまして、調査を実施してきたものでございます。したがって、市内の天然記念物調査としては、一応終了したと判断をいたしております。御理解を賜りたいと存じます。

以上、原田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○都市建設部長（小峯勝君） 私の方からは、1項目目の都市基盤整備についての2点目、公園の遊具の整備状況、点検状況について、市長の補足答弁をさせていただきます。

近年は新聞報道でもございましたが、各地で公園遊具の事故が多く発生していることから、国土交通省から公園施設の安全管理の強化等についての指導がございました。福生市でも、ただいま市長が答弁いたしましたとおり、公園の多くが開設後20年以上経過しており、遊具につきましても経年劣化等により傷んだり壊れるものもあり、遊具の適正な管理と利用者の安全確保のために、平成14年3月に国土交通省が定めた「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき、市内公園に設置されている全遊具の点検を専門機関に委託し、平成19年度から実施しております。そこで、遊具の整備はどのようにしているか等ですが、点検結果に基づき、修繕をしないと危険な遊具を抽出しまして、修繕可能なものは職員及び委託業者により行いますが、修繕不可能なものは撤去している場合もございます。また、職員が巡回の際に発見したものや市民の皆様から通報されたもので、軽微な修繕については、順次職員が対応しております。

次に、点検の期間でございますが、平成19年度からは年1回専門機関に委託、指示、点検を行っておりまして、日常点検につきましては、職員が公園等の巡回の際に随時行い、安全確認を努めております。

以上で、原田議員の御質問に対する市長の補足答弁とさせていただきます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは私の方からは、精神保健福祉の相談支援体制のうち、ハッピーウイングの利用状況及び就労状況につきまして、市長の補足答弁を申し上げます。初めに、ハッピーウイングの福生市での利用登録者数は、本年1月末現在で37名となっております。交流室の利用では実人員で317人、延べ人員で2306人が利用され、また、グループ活動等では延べ人数で549人の方々が参加されております。さらに相談件数は2023件で、健康問題や、対人関係、社会生活、栄養指導等に臨床心理士を招いたりする中で多くの相談がございまして、昨年と比べ相談件数は大変多くなっている現状でございます。

次に、就労状況についてでございますが、任意的ではございますが、ハッピーウイングの職員が利用者から就労の相談があれば、親身に対応し、例えば、パソコン入門講座を開催し、就労に結びつけている状況がございます。本年度も既に4人の方が、短期的なアルバイトでございますが就労につながったケースもございます。障害者の方々が就労するには大変厳しいものがございまして、日々変わる精神的な心理面なども難しい一面がございまして、このような中でハッピーウイングの職員が親身になって対応していることにより、就労に結びついているものと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○7番（原田剛君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。それでは、ここから一問一答方式で再質問させていただきます。

1項目目の都市基盤整備についての1点目、公園のあり方について。児童遊園などは児童福祉法に基づく施設ということで、「児童に健全な遊び場を与え」ということでございますが、だんだんとこの児童が少なくなっているのかなという感じがします。

「近隣住民に潤いを与え」ということもございますが、これからもプロジェクトチー

ムで検討されるということでございますので、よく精査していただきたいと思います。ただ、トイレの方についても、やはり、よく壊されるトイレで、福生公園のトイレなどが代表的でございますが、これも町会に相談しながら撤去することも考えるということなので、これも検討していただきたいと思います。

次に公園の方ですが、やはり公園内には、決まってというほど砂場がありまして、すべての砂場を維持していくということは大変な労力ではないかと思えます。中にはもう使用されていない、猫のトイレになっているような、そういった砂場もあるようでした。そういった点では、使用されていないような砂場についてもその状況を把握し、また地域の方と相談し、これも撤去してよいのではないかと考えております。その砂場を維持する上でということで、よく衛生上砂を焼いて殺菌するような装置もございますが、もし公園ボランティアの方でも使用できるものであれば、貸し出してもらえるのか、また貸し出しについてはどのようにお考えなのか伺います。

もう1点が、少子高齢化中で、やはり子どもの児童遊園ということでございますが、なかなか周りに住んでいるのは高齢者ということもあり、だとすると高齢者のための遊具をそろえた公園に変えていく必要があるのではないかと思います。国土交通省の遊具の増減報告でも高齢者の健康遊具は、全国でも57.5%増となっております。2007年に市民厚生委員会で会津美里町に視察にまいりましたが、ここに設置した16種類の遊具があり、その中でも無理せず取り組みやすい4種類の遊具を使って、高齢者の「うんどう教室」を行っておられました。高さが10センチほどの平均台とかですね、また柱に捕まってステップ運動をするなどというものでございました。今後高齢者のための公園づくりを行い、また健康遊具へ変えていくということも考えていかなければならないと思いますが、その辺のお考えはいかがか伺いたしたいと思います。

それと、防災の視点から公園のあり方についてということでございますが、公園は全国に約9万5000カ所あります。災害対策基本法に基づき「一時（いつとき）避難地」と指定されている約2500の公園でも2007年度末の調査で、貯水槽の設置率は13%、食料や毛布などの備蓄倉庫では約5%ということで、まだまだ防災拠点としての機能が十分でない公園が多いと言えます。

そこで、国土交通省は都市公園の防災機能の向上を図るため「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」を創設し、公園の安全とともに地震災害の避難場所となる防災公園の整備を進めていくことになりました。具体的には、平成21年から小規模な公園2ヘクタール未満のすべての公園を防災拠点として整備する自治体への補助制度を新設し、財政面で支援していきます。これは約5カ年限定ということでございます。平成21年度予算には約30億円が盛り込まれました。補助率は用地が3分の1、施設2分の1となっております。福生市においても「福生市地域防災計画平成16年度修正版」においては、一時避難場所一覧28カ所のうち、学校用地と福東少年野球場を含めると公園は16カ所あります。そのうち2ヘクタール未満の公園ということで見ていきますと12カ所ということでございます。こういった新たな補助制度を活用

し、一時避難場所の公園に防災施設を整備、推進することについてのお考えをお伺いします。

次に、阪神・淡路大震災で最も被害の大きかった神戸市長田区で、29カ所の指定避難場所以外に住民や地域外の人が避難した場所が79カ所に及び、これらの人員把握や非常食などの支給にも数日間要したと言います。特に、地域外の人には有効な誘導標識がなかったために、指定避難場所の所在がわからず混乱に陥ったと言われています。福生市では、一時避難場所は指定されているものの、公園においては一時避難場所についての標識がありません。このような標識整備についてのお考えをお伺いします。

以上、2回目の質問よろしくお願ひいたします。

○都市建設部長（小峯勝君） 公園の砂場についてお答えいたします。まず、公園の砂場につきましては、すべり台等遊具と一体となっている砂場につきましては、利用者の安全をためのものがございますので、衛生管理とか砂の補充などで維持管理していきたいと考えております。なお、独立している砂場につきましては、基本的には砂場は、幼児や児童などが利用するものだと考えております。少子化に伴いまして余り利用されていない砂場につきましては、町会と相談をしながら撤去をしていきたいと考えております。また、砂場の維持管理で砂を焼く装置の貸し出しということでございますが、公園の多くのボランティアの皆様により、維持管理をしていただけている部分もございますが、汚れた砂場につきましても、市民の皆様管理していただければ大変ありがたいことだと思っております。市民の皆様が事故がないよう使用できるという確認ができますれば、装置はお貸しすることはできると思います。

また、少子・高齢化の中で、高齢者のための健康遊具の設置ということでございますが、少子・高齢化の中で、子供たちの公園利用が減ってきているということも反面でございます。高齢者の方が健康のために散歩しながら公園に立ち寄るなど、利用はふえてくると思われますので、そこで遊具だけでなく、これからは高齢者の方の健康増進のためにも健康遊具の設置も必要ではないかと思っておりますので、市民の皆様の情報をいただきながら利用者の多い公園などには設置していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○総務部長（野崎隆晴君） 続きまして、小規模な公園等を利用いたしました防災拠点の整備についてでございますけれども、現在、一時避難場所につきましては災害発生直後の火災などの二次災害から逃れるため、一時的に避難をする場所として避難した方の安全を確保できるスペースを持った公園やあるいは学校の校庭など、市内28カ所を指定いたしております。これらはあくまで災害発生直後の身の安全を図るための場所でございます、長期間滞在することを想定した場所ではございません。長期的な滞在が必要になった場合におきましては、指定をいたしております市内の16カ所の避難所を被害状況に応じて開設するそのような計画でございます。この避難場所につきましては、現在避難所用防災倉庫の設置が終わり、資機材等の整備を順次進めている、そのような段階でございますことから、現段階では、この避難所の整備を優

先して実施をしてまいりたいと考えております。なお、公園等のオープンスペースにつきましては、災害の発生から復興期にかけての例えば応急仮設住宅の建設用地としての活用、あるいはがれきの一時的な置き場としての活用等も考えられますので、災害発生時だけではなく復興期のことも視野に入れまして、一時避難場所としての整備の必要性、それと復興期の活用のためのスペースの確保との両面の問題も含めまして、今後の地域防災計画の修正にあわせて検討してまいりたいと、そのように考えております。

続きまして、一時避難場所の標識の整備についてでございますけれども、現在学校中心に市内13の施設に避難所をあらわす看板を設置いたしております。しかし、公園等を中心といたしました半数近くの一時的避難場所にそこが一時避難場所であることを示す標識が設置をされておられません。そこで、新たな標識の設置に向けた取り組みでございますけれども、平成19年の3月に、福生駅西口にNPO法人により寄附を前提に性能実験を重ね、ソーラー発電を搭載し、夜間発光するタイプで統一マークを利用いたしました避難誘導標識を設置いたしております。今後の標識設置につきましては、この標識を設置いたしましたNPO法人与来年度からの共同事業として、統一マークを利用し、市民や来訪者、また外国人にもわかりやすい避難誘導標識等の設置やこれらの維持を計画的に実施できるよう最終調整に入っている、そのような段階でございます。なお、設置に当たりましては、NPO法人の活動による民間企業等の地域貢献協賛金などの活用により、市の費用負担なしで設置できるものでございまして、今後の防災行政のさらなる充実のために積極的に活用実施をしてまいりたいとこのように考えております。私からは以上でございます。

○7番（原田剛君） では、3回目ということでございますが、まず、砂を焼く殺菌装置、そういった貸し出しについては、事故がないような形でということで了解いたしました。使い方など指導していただきたいと思います。また、高齢者のための健康づくりということで、健康遊具に変えていくということについてもぜひとも設置の方で検討をお願いしたいと思います。要望いたします。

次に、防災の方にちょっと入ったんですけれども、長期的な避難場所の整備もまだまだ十分でないということで、現段階では考えてないということでございますが、じゃ、どこまでやれば十分なのかとか、計画的に行っていると思いますので、あとどれぐらいの期間かかるのかと聞きたいところでございますが、公園のあり方を質問しているので、これは防災に関してはまた次回お聞きしたいと思います。災害はいつ起こるかわからない、また夜間かもしれない、大雨かもしれないということがございます。そのとき、一時避難所に行っても何もない状態となります。せっかく国が補助金を出して公園の防災整備しなさいというものですので、使わないのはもったいないなと思っております。また、補助金出して整備しなさいよって言っている限り、また、これ国としても法令化するのではないかという可能性もあるのかなという気がします。そういった意味で、防災に関しては整備してし過ぎることはないと思いますので、この計画も5カ年の限定となっていますので、また計画の中で盛り込んでいただきたいと思います。

要望いたします。

次に、標識については了解しました。もし「都市環境標識協会」の話が出なかったら、先進的な例として、町田市なんかのですね、設置状況などをお話しながら紹介しようと思っておりましたが、この辺の誘導標識については民間企業との、地域貢献協賛金によりということ、自治体の費用負担なしということ、設置できるということなので、とても魅力的なものなので、ぜひともお願いしたいと思います。その中で一時避難所の標識を付けていただければと思いますので、その辺も要望してお願いしたいと思います。

では、次の2点目について、2回目の質問をさせていただきたいと思います。公園遊具の整備状況、点検状況について。福生市において定期点検は年1回ということで、日常点検は随時ということですが、日常点検については、月何回ぐらい行っているでしょうか、随時ということですが、その辺をお聞きしたいと思います。2回目の質問、よろしくお願いいたします。

○議長（原島貞夫君） 午後2時10分まで休憩といたします。

午後2時 休憩

~~~~~

午後2時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市建設部長（小峯勝君） 日常点検の再質問にお答えいたします。

職員が公園等の巡回に合わせて行っておりまして、特に定期的には実施しておりませんが、月に2、3回程度実施しております。以上、答弁とさせていただきます。

○7番（原田剛君） ありがとうございます。月に日常点検に3回程度ということですが、3回目でございますが、遊具も設置されてから期間が経ったものは劣化していきますし、年に1度、月1回そういったもので把握できるのかなと思います。日常点検に3回ということでは、いろいろとその辺は目が行き届いているのかなと思います。その辺では、記録なんかもきちんと残されて、次回はどこら辺が悪くなるとか、その辺の記録もあると思いますが、安全に使用できるようお願いしたいと思います。

それでは、2項目目の精神保健福祉の相談について。1点目の相談支援体制について。平成20年から2名体制で行っているということで了解いたしました。この質問は他の議員も行っていました、会派が違うということでお願いしたいと思います。そこで1点ですね、福生市障害福祉計画第2期答申ということでございますが、そんな中で、障害者が自らの収入で自立した生活が送れるよう、市内に就労の支援拠点を中心とした就労支援ネットワークを構築し、就労支援に向けた体制を充実させるとともに、ハローワークや、東京障害者職業センターと連携して、一般就労への移行促進を図りますとあります。それで、福生市では就労支援の拠点をどこに置き、就労支援について今後どのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。就労支援体制についても詳しくお願いします。以上、2回目の質問でございます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、就労支援の取り組みについて、答弁をさせていただきます。

御案内のように、市ではここで策定をいたします障害福祉計画第2期におきまして、障害者の一般就労への移行促進を掲げております。そのため、障害者就労支援事業を社会福祉協議会に委託を予定し、その事業費を平成21年度予算に計上いたしております。この就労支援事業につきましては、障害の種別、身体障害、知的障害、精神障害に関わらず、就労支援を行うものでございまして、実施場所、拠点と言いますか、これは福祉センターを予定をいたしております。その内容でございますが、専門の職員、就労支援コーディネーターと生活支援コーディネーターをそれぞれ1名ずつ配置をいたしまして、一般就労を希望する障害者や自立支援法の就労移行サービス施設、あるいは授産施設、小規模作業所等で福祉的就労を行っている障害者、さらに、企業や事業所等に在職している障害者で、登録制による方を対象に職業相談、就職の準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援、さらには離職時の調整や離職後の支援を行い、就労に結び付けていこうとするものでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○7番（原田剛君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。3障害について、福祉センターの方で就労生活支援を行うということで、大いに期待するものでございます。

次に、2点目のハッピーウイングについてお聞きします。相談の方も2023件ということで、多くなっている状況でございます。また4名の就労ということで、なかなか難しく厳しいものであるかなということを感じました。そこで、障害者の解雇数というのが労働局から発表されまして、これによりますと1月末現在までの概要はまとまって、これまでの推移が3障害全部含めますけど、10月が125人、11月が234人、12月が265人、1月は370人ということで、増加傾向にあるということでございます。職種としては製造業が多く、仕事自体の廃止、縮小傾向を受けているとのことでしたが、これから年度末にかけてもまた増加が懸念されております。そこで、これは障害者全体の解雇数でございますが、ハッピーウイング4名の方が就労されたということで、去年からの不況のあおりを受けて、この方たちが解雇されたことはないかどうか、お伺いしたいと思います。

それと2点目に、精神疾患や精神障害者の方が増加する傾向ということで、内閣府から「雇用対策事業例」というのが出されて、この中に障害者のフレキシブルセンターというのがありまして、支援の必要な高齢者、引きこもりの若者など同じ建物の中で、日中預かり、見守り、介護予防や自立支援に向けた取り組みを行うというものでございます。いろいろな境遇の方がいらっちゃって、相互に話をしたり、作業することでお互い理解し助け合い、励みになるものと思われまます。本来雇用創出支援が目的ですが、精神疾患の方、高齢者、また身体障害の方、知的障害の方、これも総合的に支援しようという考えはもう理解できるものでございます。子育て支援センターが福祉センターから移転し、ハッピーウイングを福祉センターに移すという考えはないのか。指定管理者で今委託していますので、ハッピーウイングを福祉センターへ移すこ

とができれば、現在借りている家賃分が必要なくなって、そうすれば委託費も節約できるのではないかと思います。その辺のお考えはいかがでしょうか。以上、2回目の質問お願いいたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、ハッピーウイングにつきまして、まず1点目でございますが、不況のあおりで解雇された方はいないかということでございますが、先ほど20年度の就労は4人というふうに申し上げさせていただきました。これらにつきましては、現在のところそういった状況はございません。また、平成19年度では9人の方が就労されておりましたが、5人の方が退職されたと聞いております。ただし、これらの退職された方は、すべて健康上の理由によるということでございますので、不況のあおりで解雇されたという方はおられません。

次に、ハッピーウイングを福祉センターに移したらということでございますが、御案内のように、このハッピーウイングにつきましては、平成18年4月に羽村市と福生市とで共同で設置をいたしておりまして、今日までその運営を続けておるものでございます。それで、この開設以前に両市の行政担当、民生委員、それから、両市の精神障害者の家族会の皆さん方、さらには福生市内にございます精神障害者の通所施設、ひまわり会、麦わら帽子の関係者の方々によりまして、準備委員会を設置し、設置場所等々を検討してきた経過がございます。この中で、やはり精神障害者の家族会の方々から、いろいろな御意見が出まして、現在の場所にああした形で、開設にこぎつけたという経過がございます。これは、非常に私どもとしては重く受け止めておりますし、仮に移すとしてもやはり羽村市の関係者の方々とそれなりのコンセプトを持ってお話をしなければならぬと考えおりますので、なかなか福祉センターに移設をするということは、現在のところは大変難しいと思っております。また、福祉センター、子ども家庭支援センターの場所が空くわけですが、そこに就労支援事業、あるいは、障害者の相談支援事業そうした拠点も、21年度予定をいたしておりますので、スペース的にやはり、なかなか確保は難しいかなとそのように考えております。以上でございます。

○7番（原田剛君） ありがとうございます。ハッピーウイングで就労された方、不況のあおりでの解雇はなかったということで、平成19年にも退職された方がいらっしゃるが、健康上の理由ということでございました。障害者の方たちは、一旦離職すると大変厳しい状況になります。厚生労働省も東京都労働局でも、事業者に対していろいろな助成金を準備して障害者の雇用促進を図っています。ということで、また本市としても引き続き就労支援、そういった障害者の支援等の相談等よろしく願いしたいと思えます。

2点目の方は、先ほどの御答弁で了解いたしました。増加する傾向にあるから、そのうちに分かれてというようなこともあり得るかなということで一つの提案とさせていただきます。その中で、もう一つ要望がございまして、福生市のホームページの方になりますが、ハッピーウイングと検索した際に事務報告書しかヒットしないんですね。この点についてもハッピーウイングの中の相談の日にちがわかるような形で、

何とかできないかなっていうものでございます。これからも利用者がふえてくると思いますので、検索できるよう掲載をお願いしたいというものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、3項目目の商店街振興についてですが、今いろいろな課題で難しいという答弁でございました。また、歴史的な経緯をもった施設もどこからか始めたからそういった形で歴史的な経緯をもったことになっておりますので、その辺でも何とかそれをできないものかなと、これからも模索していきますという御答弁でございましたが、何とか集客という面では、いろいろな考えがあります。その点で、福生駅の西口ですが、あきる野、日の出、五日市方面にバスが出ております。また、田園のバスなんか発着しております。平日はもとより土日もかなりの方が乗り降りされております。そのまま福生市を通過していくというのはもったいないということでございます。その利用者を何とか市内の商店街、これ通過するようなことはできないかと思っておりますが、これについても何か施策を考えたことはないか、お伺いしたいと思います。

○生活環境部長（森田秀司君） ただいまの福生駅西口の関係でございます。確かにあきる野の方の霊園に向かうバス、福生駅を発着の起点としているようなところがございます。そうしますと、逆に戻ってきたときには、りそな銀行あたりのところで降りていただくと、というような形になろうかと思えます。なかなか交通事情等、あと車の誘導との、どういうふうに車を流していくのかというような問題も出てくるかと思えますので、なかなかちょっと難しいかなとは思いますが、地元の商店街とかいろんなところでお会いしたときに、意見交換をして考えていければなというふうに思っております。現在のところはちょっとそういう方向では考えたことはございません。以上でございます。

○7番（原田剛君） 3回目でございます。なかなかいろいろなことを考えると難しいかなというふうに残ってきますが、何とか商店街振興という面では、そういったお客の方々集客できないかという思いが非常にあります。すべてのバスを移動するのは難しいと思いますが、例えば、市営駐車場の前に、これは提案でございますが、立体駐車場がありますが、その前に駐車場なんかがあるんですね、結構広い。そこを霊園の発着場にしてもらい、雨、風がしのげて休憩ができて、お茶などが飲めるような形ですね、何かできないものかなと。そして、お土産や地酒やお茶や団子ということですね、置いて、そうすれば西口から歩いても三、四分ということでございます。少しの距離ですが、人の流れができますので、あそこら辺のお店の雰囲気も変わってくると思いますが、その発着場所に大衆演芸小屋ができないかというもので、いろいろと考えればたくさんありますが、そういったことで要望するものでございます。ただ、商工会、今の状況を見てますと日々の業務で何かいっぱいいっぱいなのかなということがちょっと感じられております。その点では、商店街振興という点でも庁内の方に今度主幹を置かれるということでお聞きしましたが、それプラス何かプロジェクトを組んで、いろいろなアイデアつくって、施策を打っていただければと、そのように思いますが、よろしくお伺いしたいと思います。

次に、4項目目の教育行政について。体験学習ということでございます。本当に御答弁のとおりだと思います。子どもたちはより多く、自然や本物文化や芸術に触れることにより、感性を高めることができると思っています。以前、学芸員の方が言われていた言葉で、美術や芸術にしても小さい頃から本物をたくさん見せなさいと。その繰り返し、本物を鑑賞することにより、本物を見抜く力が出てくると言われていました。親や教師以外の人たちと交流し、広く多くのものに親しみ、体験活動を行うことは非常に重要な活動であると思います。また、先ほど申しました子どもの職場体験、施設でございますが、ここでも事前に仕事の内容を調べ、実際体験し、終わってからどうだったかを整理し発表し合うというカリキュラムであります。体験学習で福島からも日帰りで来ていますし、修学旅行でも来ているということでございます。そこで、福生市の小学校高学年などを対象として、このような施設を体験学習の一つの選択肢に入れてはいかがかなと思いますが、その辺をお伺いいたします。

○参事（川越孝洋君） 御案内の学校での体験学習やあるいは校外学習につきまして、児童生徒の安全面の配慮が第一義でございます。事前の实地踏査を行いまして、活動の目的の整合性やあるいはタイムスケジュール、さらには現地までの往復に要する経費や安全性などを熟慮いたしまして、計画実習となるわけでございます。また当該施設につきましては、申し込みなども殺到しているというふうに聞いているところでございまして、実施日のかなり前から手続等を進める必要があろうかというふうに考えております。ただ児童生徒のキャリア教育の視点から大変合理的で教育成果も高いものが期待されることは認識をいたしておりますので、可能性を探る意味でまずは校長の方に働きかけをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○7番（原田剛君） 3回目ということで、御答弁どうもありがとうございました。子どもの体験施設の視察の話が出たとき、私も何となくイメージがわきませんでした。が、実際見学して見ると、やはり子どもたちが夢中になるだろうなという、そういったことで納得できました。また、一番よい点は保護者が口出しできないということで、保護者が指示することで、子どもたちが行動、考えたりする点が欠けてくるのではないかと考えていますので、その点では、本当にいい施設だなと思いました。ぜひとも代表の方で視察等行っていただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、2点目の自然ガイドマップについて。平成8年度に作成されたわけで、3千部の半分の1500部が頒布されたということでございますが、残り1500部あるわけで、ここ3年ぐらいの頒布部数を教えていただきたいと思います。以上2回目お願いいたします。

○教育次長（宮田満君） 頒布部数でございますけれども、平成18年が7部、平成19年が5部、平成20年が14部で合計26部でございます。以上でございます。

○7番（原田剛君） 3回目でございますが、ここ3年で26部でございますね。ということでいくと、これが全部なくなるまでに何年かかるだろうという問題でござい

ます。そうであれば、この1500部あるわけでございます。これを小学校などに無償で配付するというお考えはないか。これは質問したいと思います。

○教育次長（宮田満君） 発行後、大分時間も経過しておりまして、既に学校に配付したのも大分傷んでいると思います。各学校に必要な意向等を伺いまして、必要とあれば、配付する方向で対応をしたいと考えております。以上でございます。

○7番（原田剛君） ありがとうございます。学校に配布する方向でということで御答弁いただきましたので、いろいろな体験学習にも使用できると思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。その上で、このガイドマップが作成されたのが平成8年ということで、それからもう13年たつということで、御答弁もありましたように環境も変わってくるし、植物や動物、野鳥の状況も変わってくるのではないかと思います。福生市に自然環境アカデミーの方がいらっしゃって、多摩川沿いでいろいろ研究を行っていらっしゃいます。毎月野鳥の調査なども行い、野鳥の会ではボランティアで講習会なども行っているようでございます。こういった今度は教育とまた環境という両面から施策を打ってくる必要があるのではないかとということで、こういったお力をお借りできればと思っております。また、予算をつけてそういった方の力を御借りして、ポケットサイズのガイドブックが作成をお願いできればと思いますが、とりあえずは自然ガイド版マップを皆様に頒布したりして、配付したりして、なくした上でまた、そのころにお聞きしたいと思います。以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、20番、小野沢久君。

（20番 小野沢久君質問席着席）

○20番（小野沢久君） それでは、御指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今回私は12番目でございますけれども、若干人数少なくて14番まであるそうですから、あと3人ですので、よろしくお願ひいたします。

今回の質問は、1月20日に発生いたしました横田基地内の火災とそれに関係する下の川の汚染、それからもう1点が保育園行政について。3番目が都市整備基盤で産業道路の延伸について。4番目が教育行政では、携帯電話の持ち込みや、就学児健診についてお尋ねをしていきたいと思ひます。

それでは、最初に横田基地の火災の関係ですが、1月20日の夕方6時30分ごろに、場所は東福生駅のちょうど基地を真東に見たところの400メートルぐらいの境ですから、16号線から350メートルぐらい入ったところで、発生いたしまして、滑走路の方から350メートルあそこの司令部のすぐ近くであった。ですから、東福生の駅の近所の人は、すぐ近くに見えたんではないかと思ひますけれども、木造の平屋建て3600平米が全焼したということで、3600平米の木造の建物は市内にもうほとんどないんじゃないかと、結構大きな建物だったと思ひます。それがですね、昭和23年に建てられたという随分古いものですから、しかしまあそれが、約30時間もの間燃え続けたということでございます。6時半に発生をいたしまして、8時過

ぎに米軍の方から消防署の方に応援要請があつて消防車が入つたということでございます。8時ごろヘリコプターが随分やかましいなということで、私も市役所に電話をしたんですけれども、当直の方では、火災が起きているらしいということで、それ以上のことはわかりませんということでしたから、それで、それ以上私もわからなかったのですが、後ほどニュースでわかつたことなんです。そこで、火災に使つた水が雨水排水を通して下の川にそそいだと。今、福生のまち中は横田基地から4本の幹線が下の川にそそぐようになっております。ですから、基地の水はほとんどが下の川に行くという状況の中で、たまたま火災で汚れた水が下の川に行つたという経過で魚が死んだということがあらまじだと思ひますけれども、この概要を少しお知らせいたしたいと思ひます。まだ、火災の原因はわかつていないようでございますけれども、含めてお願いいたします。

それから、この情報の収集なんです、6時30分に火災が発生をして、消防署に基地から要請があつて、やつと火災がわかつたというそれが、市の生活環境の方に来ていると思ひますね。ですから、その間全く火事が起きていても情報がなかつたわけだよね。私が電話したときにもさっき言つたように、火災らしいということで終わっているそれで、市長はどうだったのかと。6時半にうちにいるような市長ではございませんけれども、私と違ってね、ですからどうしていたのか、その情報をいつ把握したのかこれは一番大事なところなんです、この質問では。それから、市民へのPR、これも全くされなかつたんだけれども、消防団も含めた関係がどうであつたか、この情報収集についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

次に、下の川の汚染の概要と対策なんです、原因はほぼこのときの消火水によるものだろうということはおわかつておりますけれども、火災の起きた次の日、ですから21日の朝8時半に市民から魚が死んでいるよという通報を受けてやつと職員の皆さんはわかつたわけですが、それを受けて、現場を確認しに行つて、魚が死んでいるからちょっと危険だなということをお判断をしたと思ひますね。それから、その汚れた水を採取して、ポンプアップを止めたのは午後ですよ。その後、下の川の、南公園の一番下の川がそそぐところにロープを張つたということが、2日間の主なできごとだと思ひますね。その関連の自治会や町会に連絡をしたのは、だつて夕方になつてからです。でもそこには、五小があつて五小の子どもたちも帰つてしまつたあとなんです。ですから、そういうことを考えて、危機管理ということが、極めて甘かつたんではないかなという感じがいたしますけれども、市民から通報を得た後の経過、それから汚染の概要と被害状況、それと、市民への広報がなぜできなかったということについてお答えをいたしたいと思ひます。

次が、保育園の関係でございます。保育園の関係で今回お聞きいたしますのは、1月11日の新聞で、民間保育園の近く、行政経営難見抜けずというのがあつて、私もこれを見たときに福生はどうなっているのよと思つたのが今回の質問なんですけれども、福生の保育園は民間化を極めて先行してやっております。12園あるうちの11園が、一園これからですが、民営化されている中で、仮に、保育園が今言つたよ

うに経営危機で一時的にも、運営できないということとなると大変なことになる。そこに預けている方々は非常に混乱をするわけでございますから、取り越し苦労になるかもしれませんが、その辺の経営管理の状況をお聞きするのですが、今申し上げました12園の認可保育園は、東福保育園、若葉保育園、加美平保育園は慈光会があきる野市の福祉法人になっております。それから、杉の子の第1、第2、第3は志芳福祉会これも市内の法人です。彌生保育園と福生保育園が高峰福祉会、これも市内です。本町保育園と熊川保育園が不動福祉会、これも市内ですけれども、19年4月から、つくし保育園が民営化されました。清心福祉会、これは八王子市にございます。今、すみれ保育園が公設公営でやっている、これは現状ですね。ですから、これだけ民営化しているわけですので、非常に影響が大きいと思いますので、私もそんなことを含めて、ホームページで第3評価の関係も調べました。しかし、どれを見てもみんな経営形態も含めてAというランクになっていますから、全く心配ないと言われればそれで結構なんですけど、まあそれでも、やはりもしものことがあると心配ですね。財政状況の確認をどうしているのかということをお聞きしておきたいと思います。

それから、すみれ保育園なんですけれども、唯一の公設公営の保育園なんですけど、これ歴史があつてびっくりしたのですが、昭和32年に町会がそこへ保育を始めたという歴史があるようでございますけれども、その後まちが土地を買収して建物を建てて公設で始まったという経過があるようでございますけれども、その保育園の関係が、計画では早期に廃止し、民営化するということになっておりますので、今後の方向について、どのような形になってくるのかお尋ねしておきます。それと、合わせてわが市の特徴に待機児ゼロというのが若干ゼロではなくなっているようなんですけど、しかしこれは、数少ない特徴ですので、ぜひこれは堅持していただきたいし、堅持しなくてはならないことだろうと思いますので、それに対する取り組みの姿勢についてもお答えをいただきたいと思います。

それから、都市基盤整備について3点ほどありますけれども、産業道路、武蔵野工業線ですか。これの延伸の計画が始まりました。というのも、昭和36年ごろ計画されたのが、何を今さらという気もしないでもないんですが、これは全部東京都がやることですから、やってもらうことに差し障りないと思うんですけどもね、やっぱり25メートルものね、今道路が全然ないところにいるわけですから、これは相当なデメリットもあつたり、メリットもあるかと思いますが、その関係についての質問と、私は先ほど「今さら」と言っちゃけれども、その辺の関係者の反応についてお聞かせ願いたいと思います。

もう1点が緑地の保全、これはどんぐり公園の拡大という題にしておりますけれども、これも過去に何回も取り上げてなかなか進んでいないんですけれども、防衛補助でやっていくという要望なんですけど、なぜここでまた言うかという、今言った道路の計画が進み出してくると非常にあの地域としては緑地が少ない地域ですから、どうしても早急に確保していかないと、道路ができた後、開発をするにはいい場所になりますから、開発されても困りますから、その心配をして質問しているわけでござい

ますから、十分その趣旨を理解していただいて、いいお答えをいただければなと思っております。

それからもう一つ、この市民体験農園の進捗状況という表題を付けておきましたけれども、これもかねてから質問をしております、関係の地主さんには随分、協力をしていただいて、食育の教育なんかにも使わしていただいて、協力してきていただいているんですが、何とかこれを実現をしたいなという思いがありますので、その後の経過についてどの程度進捗しているのか、お答えをいただきたいと思います。

それから次が、教育行政について。携帯電話持ち込みの対応状況についてということで、一般質問の通告をした後なんです、これ読売新聞の1面で、2月26日ですか、10代の携帯依存症なんていうのが一面に載っております。これはちょうど質問に使えるなと思ったんですけれども、それによりますと、携帯電話所持率、小学校6年生が25%、中学生が46%、大変高いわけですから、全く福生と関係ないという状況にはなっていないのではないかと思います。そこで、1月30日に文科省が、携帯の持ち込み禁止令を出したというのも新聞でありましたけれども、そんなことも含めて我がまちに小・中学校では現状がどのようになっているのか、どのような取り組みをしているのか、お尋ねすると同時に、インターネットの危険性が大変取りざたをされております。ネットいじめで自殺をした中学生のこともありましたけれども、やっぱり大きな社会問題となっておりますので、この辺の取り組みについても、どのような状況になっているのかあわせてお答えをいただきたいと思います。

それから、学力の向上について。これもいろいろ再三取り上げてきているんですけれどもね、数年前というか、あれは18年だったかね、最下位というショックがいまだに尾を引いているのではないかと思います。というのはね、昨年、各学校で保護者アンケートをやっておりますが、そのアンケートの結果が今保護者の方にバックされてきておりますけれども、そういう中にも、やっぱりその学力に対する心配するような意見もあった。やはりまだ市民のサイドでは、なかなかそういう面では、ショックから抜け切れていない部分があるんだろうと思いますので、いろんな取り組みをしているのはわかるんですが、現状での学力向上に対する取り組みを具体的に教えていただければと思います。

それから、少数学級編成、これも会派でも再三要望していることなんです、今準用補助員という制度でいろいろカバーしているのはわかっておりますけれども、少数学級に向けての考え方並びに現状についてお答えをいただきたいと思います。

それからもう1点が、算数検定と漢字検定。漢字ブームといえば、クイズ番組もほとんど漢字番組で、特に麻生総理の発言の影響からも何か本が随分売れているらしくて、これは本屋さんに見れば結構な話だと思うんですがね。それで、わが市でも2年前から予算計上して、算数は小学校で、国語は中学校でそれぞれの検定を受けておりますけれども、ちょうど興味のある時期でございますので、関心のある時期ですので、その辺の状況についてお聞かせをいただきたいと思います。

それからもう1点が就学児健診、これは子どもが学校に入る前に行っている就学時

健康診断という1958年、ですから昭和33年から行っている学校保健法か何かに基づいて行われていて、これは毎年行っているんですけども、私もことしも縁があって行って来ました。昨年と2回続けて行ったことになるのですけれどもね、この内容が、実はその就業診断通知書というのが各家庭に対象になって来るんですね。それで、全く機械的というか事務的というか、ちょっと若干時間がかかっちゃうとあれなんです、学校保健法の規定により、「当教育委員会においては、上記のとおり就学児健康診断を実施します」ということで、その趣旨というのが就学児健康診断を行う趣旨、「この就学時健康診断は就学予定者に対して、就学時予定者に対してあらかじめ健康診断を行い、就学予定者の状況を把握し、健康上必要な助言等を行う行為です」と。極めて抽象的でね、これで、来いと言ってもなかなか初めての方には大変不安ではないかなという気がいたしましたんで、今これを取り上げました。ですから、流れをちょっと説明しますとね、なかなか市長さんも長いこと行ったことないでしょうから。私はこの通知書を持って11月5日に行ったんですが、それで受付で受け付けを済まして、そこで今度は、就学時健康調査表という新たな紙をいただいて、それに必要事項を書き込んで、それから最初に私が行ったところは耳鼻科に行って、その次に歯科に行って3番目に行ったのがちょっと広めの部屋で児童面接、これは親が一緒に行けません。対象の子どもだけが1人で入って行く。そこが、非常に一番教育委員会としてはやらなければならないところだと、私は想像するのですが。それがあって、そこでは、入り口でお母さんがこうやって何をしているのかなと、出口に行って待っても中が見えないようになっていきますから、もう出てくると「何聞いた」と聞いているのですが、私もその口でしたから。それがあって、そのあとにそれからが内科に行って、眼科で視力やって、最後に面談というのがある。これが校長先生がいましたから、学校の幹部の方がいるんだろうけれども、そこでちょっと話をするんですけども、そういう経過でやってくるんですけども、これ今私が体験したことなんですけれども、ちょっとこれを教育委員会ふうに言うと、もうちょっと課長さんあたりと話ができると思うので、この現状の内容についてひとつよろしく願いをいたします。それから、今言った通知書1枚で終わっているんですよ、ですから保護者へのPRも含めて、お答えをいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（原島貞夫君） 午後3時10分まで休憩といたします。

午後2時55分 休憩

~~~~~

午後3時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君） 小野沢議員の御質問にお答えいたします。横田基地内の火災と下の川汚染についての1点目、基地火災の概要についてでございますが、去る1月20日の火曜日、午後6時30分ごろ、国防財務会計日本事務所の建物で火災が発生いたしました。建物は木造平屋建てで、建物面積約3600平方メートル、建設年度

は1948年、昭和23年で、国道16号沿いの第2ゲートから基地内に約400メートル入った場所でございます。午後7時56分には、横田基地から東京消防庁に応援要請が入り、ポンプ車5台、はしご車2台、指揮車1台と38名の消防隊員が福生消防署を初め、地元消防署から出動し、横田基地の30名の消防隊員と8台の車両とともに、消火活動を行いました。建物には全焼しております。鎮火時間につきましては、翌日の21日午後11時ごろとのことでございます。なお、今回の火災によるけが人はなく、また、正確な出火原因等は、現在もまだ調査中とのことでございます。

次に、2点目の情報収集についてでございますが、安全安心まちづくり課が福生消防署から横田基地の火災の連絡を受けたのは午後8時でございます。その後、災害対応職員マニュアルに準じて、第一報を関係部署に連絡し、合わせて、火災の情報収集等に当たっております。この時点での情報としては、テロの可能性はなく、市内への火災の延焼はないという情報を消防署から得ております。なお、基地渉外担当に横田防衛事務所から連絡が入ったのは、午後9時半ごろでございます。本来、横田基地周辺市町基地対策連絡会の夜間や休日の緊急連絡網では、横田防衛事務所から幹事市である立川市に連絡が入り、そこから連絡網に従って順次連絡が入ることになっておりますが、今回の火災に関しては、福生市域で火災が起きたこともあり、横田防衛事務所から直接連絡が入っております。ただし、それは火災が発生してから約3時間後という状況でございました。

そこで、火災のあった翌日には、基地渉外担当が現場確認を行うとともに、横田基地広報部に対して速やかな情報提供を申し入れております。また、東京都と5市1町で構成する横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会でも文書により要請を行っております。その後、私自身も横田基地に出向き、第374空輸航空団のエピック副司令官に速やかな情報提供を強く要請を行ったところでございます。それを受けて、2月27日に同空輸航空団のニューエル司令官が市役所を訪れ、今回の福生市の協力に対する感謝の言葉がありました。その際、私から改めて横田基地内での火災などでは、その影響を福生市が最も受けるわけでございますので、そのような場合は、直ちに連絡をいただきたい旨を伝え、司令官からも同意を得ております。また、私が横田基地内での火災を知ったのは、午後10時前のNHKのニュースでございましたので、早速、庁内の連絡体制の見直しを指示したところでございます。

次に、市民への広報につきましては、市内への延焼の危険性がないということで、防災行政無線等でのサイレン、放送を流しませんでした。取材のヘリコプターが飛んでいたことなどもあり、市役所への問い合わせ等も20件ほどございました。今後は、市民の皆様にご不安を抱かせるような事態につきましては、お知らせをしていきたいと考えております。また、消防団に対しましては情報提供は行っておりますが、特に横田基地からの要請はなかったことから出動はしておりません。

次に3点目の下の川汚染の概要と対応についてでございますが、平成21年1月21日、午前8時30分、住民の方から福生市福祉センター前のせせらぎ遊歩道公園内の池で、コイなどの魚が浮上死しているとの通報がございました。市では、せせらぎ

遊歩道公園の池から、水路全域の水が濁り、数百匹の魚が死んでいる状況を確認いたしました。水質汚染が疑われたため、専門機関に有害物質の分析を依頼したところ、翌日、1月22日午後10時30分ごろになり、数値が環境基準を下回っていることが判明いたしました。原因につきましては、前日1月20日夜に発生いたしました横田基地内国防財務会計日本事務所での火災の際に、大量の水が使用され、濁った水が雨水管を通り下の川に流入したことによるものと考えております。浮上したコイの調査を依頼いたしました、東京都島しょ農林水産総合センターなどの見解では、急激な環境変化によりエラが損傷し、窒息死したものと判断をいただいております。被害状況につきましては、住民の方々への被害はございませんでしたが、大量の魚が浮上したということ、濁った水による水路の汚れなどでございます。水質事故発生後の市民の皆様への周知でございますが、1月21日、汚染が心配されましたので、住民の方々の安全を第一にと考え、せせらぎ遊歩道公園への下の川からのポンプアップを停止、昭島市境の河川敷の溜まりに柵を設置し、立ち入り禁止とし、議員及び下の川流域の町会・自治会への情報提供をさせていただきました。また、同日立ち入り禁止の看板の設置も行いました。翌22日、午前8時30分、庁内対策組織で対応策を検討し、市内全小・中学校に対しまして、児童生徒が汚染の心配される区域に立ち入らないように指示をいたしました。また、午後11時過ぎには、プレスリリースを行い、市民への周知を行ったところでございます。

次に、保育行政についての1点目、民間保育園の経営状況の把握についてでございますが、報道によりますと昨年10月末、首都圏を中心に保育所などを経営する企業が経営難を理由に突然閉園し、保護者等に大きな不安を与えたとのことであります。この件に関して、東京都からは設置者としての責任を放棄する行為であり、認証保育所に対する都民の期待と信頼を裏切るものである。認証を取り消すとともに、今後は認証保育所の設置申請手続や認証審査の厳格化、苦情等による問題のある施設に対する、指導監督を強化するための指導監督基準の見直しに取り組むこと。さらに、区市町村や事業者それぞれが自らの役割を果たし、相互に協力しながら制度の充実を図ることが必要であるとの報告を受けております。市内におきましては、平成15年1月に福生駅前に企業の運営による「認証保育所マルル」が開設されましたが、経営上の都合により平成17年1月末に閉園され、新たな企業による「ちゃいれつく福生駅前保育園」に引き継がれた経緯がございます。その際、市といたしましては、駅構内に設置されている保育所ということから、東日本旅客鉄道株式会社に対し、児童、保護者が安心して利用できる保育施設として、認証保育所は今後も必要であり、引き続き設置するよう協力を要請いたしまして、保育園を運営する現行事業者が選定されたところでございます。

さて、認可保育園に対する指導監督は、児童福祉法の規定に基づく指導検査が東京都において実施されます。その中では設備や職員配置などの運営管理、健康診断の実施状況などの児童処遇、契約関係などの会計経理、法人の会計管理の項目について、それぞれの基準に沿って適正に行われているのか検査いたします。その際には、市職

員も同席し市からの補助金などの収入状況等を確認しておりまして、平成20年度では三つの認可保育園が指導検査を受け、改善点もありましたが、経営面での指摘事項は特になく状況となっております。今後も、保護者の方に不安を与えないよう、東京都と連携し、保育園の経営状況等に注視してまいりたいと考えております。

次に、2点目の市立すみれ保育園についての今後の方向性と待機児ゼロの堅持でございます。市内には12の認可保育所があり、このうち公立保育園は平成17年度まで4園となっておりますが、平成18年4月に熊川保育園を、平成19年4月につくし保育園をそれぞれ民営化いたしました。平成21年4月には福生保育園の民営化を予定しておりまして、残る公立保育園はすみれ保育園となっております。今後のすみれ保育園につきましては、平成17年7月の保育園のあり方に関する報告に基づき、民営化を進めてまいります。保育園の周辺道路環境や敷地内に町会会館が存在することなどから、代替施設として近隣市有地に現行と同規模の保育施設を民間事業者により整備していただき、児童の受け入れが可能となった段階で、早期に廃止する計画となっております。また、すみれ保育園は昭和35年に地元町会からの要望を受け、町会が借用していた敷地に当時の町が園舎を建設いたしました。その際、町会と町の間で覚書が取り交わされ、施設の使用目的が変更される場合には、相互に協議することとなっております。このような状況から民営化後の跡地等の利用などについて、地元町会との協議をさせていただくことも含めまして、今後、庁内作業部会を立ち上げ検討させていただきたいと存じます。

次に、待機児ゼロの堅持についてでございます。初めに待機児童の状況で申し上げますと、平成14年度から待機児童についての新たな定義が厚生労働省から示され、平成13年4月の44名から平成14年4月には9名に減少しております。さらに、平成14年10月から認可外保育所利用者補助金の交付を開始させていただき、平成15年から平成17年の4月時点では待機児ゼロとなっておりますが、平成18年4月に10人、平成20年4月に1人となっているところでございます。この民営化の目的の一つとして、待機児ゼロの継続がございますことから、すみれ保育園の代替施設の整備にあたりまして、現行児童の受け入れが可能な規模の保育施設として考えております。

次に、都市基盤整備についての1点目、都道・武蔵野工業線の延伸についてでございますが、この福生3・3・30号武蔵野工業線、通称「産業道路」は、熊川から青梅市に至る延長約5.9キロメートルの都市計画道路でございます。福生市内では、約865メートルが昭和39年度から昭和45年度までの武蔵野台土地区画整理事業で整備され、現在、富士見通りまでで行きどまりの道路の形態となっております。福生市内の約1.3キロメートルの未整備区間は、施工後約40年の歳月を経ており、市民の方々には土地利用関係で制約等をおかけしております。このうち、多摩橋通りの北側の現道のない約650メートルの区間が東京都西多摩建設事務所の施工として、平成20年12月に国土交通省の都市計画事業の認可を得られました。いよいよ事業実施段階となったとのことで、去る2月13日には西多摩建設事務所長から、本路線

の平成21年度の概算要望等の説明があったところでございます。そこで、御質問の産業道路の延伸の整備内容でございます。計画幅員は25メートル、そのうち車道部分は幅員16メートルで4車線に中央分離帯付き。歩道部分は幅員4.5メートルで左右両側に設置されており、事業期間は平成20年度から平成26年度までの予定で、総事業費62億円となる大規模工事とのことでございます。住民説明といたしましては、西多摩建設事務所主催で既に平成19年9月3日に用地測量説明会が実施されておりまして、本年1月26日には用地買収説明会がございました。これからの実施工程として東京都側から、建物や土地価格等の調査、補償額の算定作業、補償契約手続等の事業の流れが説明され、まずは、5年を一区切りとして買収に取りかかるとの説明がございました。また説明会は、特筆するような問題もなく終了いたしました。この路線は、福生市としても重要な路線であり、東京都が既に実施しております福生3・4・2号志茂中央線、通称「多摩橋通り」と交差することで、圏央道へのアクセス道路として、地域交通網もネットワーク計画上、大きなメリットとなります。しかし現道のない地域に道路ができることで、今まで親しんだ地域を離れなければならない方々もいらっしゃることや、道路が横断することで、地域が分断されることなどデメリットとなることも考えられます。市といたしましても、東京都と協議する中で、市内での代替地等、東京都へ情報提供を行っていきたいと考えております。

次に、2点目の緑地保全とどんぐり公園の拡大についてでございます。原ヶ谷戸どんぐり公園は、東京都や地権者の方々の御協力をいただきまして、平成18年4月に供用開始し、都市公園として、市民の憩いの場と付近の緑地保全の場として、多くの方々に利用していただいている公園でございます。しかも、当公園は、多摩川の河岸段丘である立川崖線上にあり、貴重な緑を次の世代へ残す意味でも重要な地域であります。また、御質問の市道幹線1-1号線を挟み、北側に位置する個人所有の傾斜のある緑地は、原ヶ谷戸地区に残された数少ない緑地で、宅地化により緑地が減少していく中、保全をすることは重要でございます。この緑地の整備につきましては、ここ数年大型の投資事業が続きますが、昨年の10月に防衛省に現地踏査をしていただき、防衛補助対象事業として実現可能との回答をいただいておりますので、市の施策検討委員会等を経て、内部決定をしていきたいと考えております。

次に、3点目の市民体験農園の進捗状況についてでございますが、まず平成17年、18年に御質問をいただきました場所につきましてお話をさせていただきます。その土地が生産緑地に指定されているということで、所有者が主たる従事者として耕作をするという条件が必要となります。体験型農園では、この条件を満たした上で、耕作を希望する第三者にも使用させるにあたり、その方々と契約を結び、指導料などを払ってもらい、耕作の指導をしながら農業体験をさせることとなります。そのような条件があることを含めて、お話をさせていただいたところ、人に対して指導することは難しく、できないというお話をいただきました。都市農地の保全という観点からも、生産緑地に指定された農地における、この体験型農園という手法は、高齢化、後継者問題など農業を取り巻く諸問題を解決する一つの有効な手段であると考えております。

これまでも農業者向けに研修を行ってまいりました。今後も同様に取り組みを進めていきたいと考えております。また、緑地の保全という大きな観点から、新たな家庭菜園を確保することも一つの方法であると考えます。生産緑地の指定を受けていない農地であれば、通常の家庭菜園としてお借りすることもできますので、これまで同様に調査をしていきたいと考えております。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えさせていただきます。以上で、小野沢議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 小野沢議員の御質問にお答えをいたします。まず、携帯電話の持ち込みへの対応状況についてでございます。本年1月に文部科学省から出されました「学校における携帯電話の取り扱い等について」という通知におきましては、小・中学校における学校への携帯電話の持ち込みの原則禁止、情報モラル教育の充実、ネット上のいじめに対する対策の徹底、地域や家庭への啓発活動の推進の4点についての取り組みが求められております。

福生市の小・中学校では、この通知以前に既に学校での学習に関係のない携帯電話の持ち込みは禁止としており、各校で厳しく指導をいたしているところでございますが、保護者から申し出があった場合などは、教職員が下校時まで預かり、また返却するといったように状況としてやむを得ないと判断される場合におきましては、柔軟な対応もいたしているところでございます。また、本通知でも指摘をされております「情報モラル教育」につきましては、各学校から「情報教育推進委員」を選出させ研修を行い、適正かつ計画的に実施をするよう、教育委員会からも指導をいたしております。特に、小学校におきましては、担任の中に情報教育に関する知識・技能面で若干不安のある教員もいることから、本市の教育センターに配置をいたしました情報教育担当の研究指導員が各学校を巡回し、必要に応じてティーム・ティーチングの形で指導に当たるなどの指導もいたしております。

いずれにしても、この「情報モラル教育」につきましては、来年度より先行実施をされます新しい学習指導要領の総則の中でも、「各教科等の指導の中で情報モラルを身につけること」が明記をされておまして、充実、徹底が必要な課題であるのとらえております。中でも、携帯電話を利用いたしましたさまざまな事件等も後を絶たない状況から、次年度の教育課程の中に、このような指導が確実に位置づけられるよう、教育委員会といたしましても指導いたしてまいる所存でございます。

次いで、学力向上対策に関する御質問と事業指導補助員等の状況について、その御質問についてあわせてお答えをさせていただきますが、学力向上に関わる問題につきましては、不登校問題、健全育成の問題と並ぶ本市の小・中学校における重要課題であるにとらえており、各校どもさまざまな取り組みを進めているところであります。東京都が実施をいたしております「学力向上を図るための調査」の結果を活用した学校ごとの「授業改善推進プラン」の作成、及びそれに基づいた各教科の授業改善はもちろんのこと、福生市独自でも多くの施策を実施をいたしており、市内の各学校はこ

れに従って、児童・生徒の学力向上に努めております。まず、児童生徒の学力向上策としての教員の授業力の向上が挙げられます。これは小・中学校の全教員の参加による教育研究会として、教科ごとに専門の講師を招き、研究事業を実施いたしましたり、授業改善に係る具体的な指導を受けたりと、全校挙げての学力向上についての取り組みとなっております。

また、小学校1年生から3年生の国語と算数の授業への支援を行います学習指導補助員の配置や中学校の適応指導員の配置、そして児童・生徒に学習習慣や学習の方法を見に付けさせる小学校サマーチャレンジ、中学校宿泊学習教室なども本市独自の学力向上策となっているところでございます。こうした取り組みの影響と普段の学校のさまざまな努力が児童生徒の学力検査などにおけます正答率の向上や授業への関心の高さなどにもプラス評価としてあらわれ、教職員は日々の指導で私どもも学校訪問するたびにそれらを実感しているものでございます。

さらに来年度からは、市内の教員から委員を募りまして、学力向上委員会を発足をさせます。この委員会では福生市の小・中学生の学力の現状についての分析と、それに基づきます学力向上策の提案に取り組む予定で、これまで以上に具体的な対策づくりが可能になるものと考えております。議員御指摘のようにこれらの施策や学校の努力につきまして、本社の皆様や市民に広く周知徹底、説明できていないということにつきましては、信頼の欠如があるとも考えられますので、学校からの日ごろの情報の発信の必要性とともに、昨年に初めての試みとして実施をいたしました福生市学校教育実践発表会などへの広い参加の呼びかけなど、あるいはマスコミ関係への情報提供など、有効なことと考えるものでございます。今後とも市民、保護者の皆様から学力向上についての信頼をいただけますよう最大限努めてまいりたいと存じます。

次に、少人数学級編制についての考え方でございますが、現在市内の小・中学校では算数や英語などの一部の教科で少人数指導を実施をいたしております。学級の編制につきましては、2学級を三つに編成をいたしましたり、1学期を二つに編成したりするケースがございます。それぞれの編成につきましては、一定の課題についての達成率をもとに学習への習熟度で編成する場合と、出席番号等で機械的に分ける場合とがございます。それぞれ教科の内容や学習の方法に照らして、各学校で最も効果が上がると思われる方法での編成をいたしているのが現状でございます。

少人数指導とは、児童生徒それぞれの能力・適正・興味関心等を踏まえまして、確かな学力を習得するために、学習面で見られます児童生徒一人一人の差違、すなわち児童生徒の学習到達度、興味関心、学習スタイル、学習に必要とする時間、生活経験などに対しまして、個に応じた指導を展開しようとするものでございます。少人数指導のねらいは個に応じた指導を通して、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、児童生徒の主体的な学びを充実させることが大切でございます。そのため教員の教えやすさということではなく、児童生徒の学びやすさという視点でとらえ、わかる授業を実践し、学ぶ主体の児童生徒一人一人が意欲をもって授業に取り組めるようにすることでございます。お尋ねの授業指導補助員等の状況についても、先ほど一部触れまし

たように本市では、現在小学校1年生から3年生の国語と算数の授業への支援を行う学習指導補助員、中学校では、登校ができるものの教室に入ることが難しい生徒への指導を行う適応指導補助員、そのほかにも理科の授業の実験等の支援を行います理科支援員、さらに特別支援学級日本語学級にも児童・生徒の指導補助に当たる補助員の配置をいたしております。これら補助員につきましては、丁寧に児童・生徒の状況をとらえ、また一人一人のニーズに対応した指導を進めていく上で各学校からの要請も多く、教育委員会といたしましても、活用の成果について十分精査をしながら、充実を図っているところでございます。このところ、本市の児童生徒が落ち着いて学校生活を送れるようになりつつある、この辺の所以というものがこういう取り組みにあると存じます。引き続き個別の指導の充実面を進めてまいる所存でございます。

次いで、算数検定、漢字検定に関する御質問にお答えをいたしますが、まず、漢字検定及び算数検定の経過・現状・成果につきましてお答えをしたいと存じます。算数・漢字検定実施に至る経過といたしましては、御案内のように平成19年度から、本市におけます学力向上に向けました事業の一つといたしまして、漢字検定は中学校第1学年の全生徒、算数検定は小学校第4学年の全児童を対象といたして実施をいたしております。この事業の目的は大きく二つございまして、第一に基礎的学力の定着度の把握でございます。算数について大きく児童間の格差が見られ始めます小学校中学年におきまして、また漢字については小学校を終了いたしました中学校第一学年においてそれぞれの実態を客観性の高い公的検定において把握をし、学習指導に生かしていくことをねらいといたしております。

第二に検定に取り組むプロセスを通じて児童・生徒の学習意欲の喚起をねらいといたします。現状につきましては、漢字検定、算数検定ともに2年目を迎え、本年度も全校で実施をされております。本年度は特に受験する級の選定につきまして、児童・生徒一人一人がより適切な級を受験できるよう学校で十分に教師が相談に乗るなど、一層効果的に実施できるよう改善をいたしてまいりました。本事業の成果でございますが、市内すべての当該学年の児童生徒が、検定を受験することにより、一人一人また、学校あるいは福生市全体における算数及び漢字の定着度の実態と大まかな傾向が把握されてきております。また検定への興味や関心も高く、積極的に学習に取り組む姿も学校から報告をされてきておりますが、実際に当初のねらいでございました学習意欲や学力の向上に検定がどのように影響を与えたかは、今後の経過を見据えながら適切に評価をしてまいりたいと考えております。なお、今後も学校におけます事前及び事後の指導の充実、福生市教育センターによります算数や漢字の基礎的な教材の開発とあわせまして、さらに学力向上の効果を高めるよう努力をいたしてまいりたいと存じます。

続きまして、就学時健診についてお答え申します。初めに、保護者の方々には今次健診での御不安など御指摘の点などあったということで、まことに恐縮に存じます。御質問の就学時の健康診断につきましては、学校保健法第4条の規定に基づきまして、小学校就学時の児童を対象に実施をいたしているもので、毎年11月に各小学校にお

いて実施をいたしております。あらかじめ健康診断を行い、就学予定者の状況把握をして、保健上必要な助言等を行うために実施をいたしているものでございます。

御質問の1点目の健康診断の内容・方法でございますが、検診に当たる医師は各小学校に配置をされております学校医でございます。研修の内容といたしましては、内科・歯科・眼科・耳鼻科となっております。また、教育委員会職員によります視力と聴力についての簡単な検査、教員による面接も実施をいたしております。健診の手順、方法等と具体的な事項につきましては、就学予定校で受診することを基本としております関係上、各小学校が就学時健康診断実施計画を作成をいたしまして実施いたしております。この実施計画作成に当たっては、施設や受診者数を考慮の上、それぞれの受診をする部屋の配置、受診の順番や移動経路等を学校が提示をし、教育委員会事務局と協議の上、決定をしているものでございます。また、健康診断に教育相談員が同行いたしまして、保護者から、就学に際してのさまざまな御相談に学校長とともに応じております。議員御指摘のとおり、保護者におかれましては学校生活への第一歩が、この就学時健診となるわけでございます。お子さんがよりよい学校生活が送れるよう十分配慮し、今後はより適切に実施をしてみたいと存じます。次に、御質問の2点目、保護者へのPRや反応ということでございますが、就学時健康診断の実施に当たりましては、毎年10月に保護者あてに通知を発送いたしております。その内容といたしましては、就学時の健康診断を行うその趣旨を明記した上で、就学予定児童の氏名、性別、生年月日、健診日時、そして、健診会場として就学予定校を記載をいたしております。健診に対するPRといたしましては、通知は発送に先立ちまして、10月1日号の市広報に掲載をし、周知を図っております。今後は市ホームページの周知に向けて準備を行ってまいりたいと考えております。通知発送後の反応でございますが、就学時健康診断の日程についてのお問い合わせが多くございます。これは、指定された日時に都合がつかないという内容でございますが、この点につきましては、就学予定校以外での受診をお願いするなど、柔軟な対応をいたしております。

以上、小野沢議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○20番（小野沢久君） それでは、再質問をさせていただきます。まず、横田基地の火災と下の川の汚染の関係なんですけどね、市長さんから御答弁をいただいたんですが、一番気になるのは基地の情報が一番先に市長さんの手元に来なくてはいけないのではないかと考えているところにあるのです。それでですね、まず今回市長さんに連絡はなくて、10時のニュースを見てわかった。職員が電話したんだけど、いなかったということではなくて、これまで連絡がとれなかったのではなくて、情報が行かなかったということだと思うのです。これはやっぱり一番いけないと思うのです。なんて言っても、あそこは戦争をやっている国の基地なんだから。何があるかわからない、あそこには。そこで、テロの起きない可能性なんていうのは幾らだって起きる可能性が高いわけだよ。ですから、年中警備するわけだから。そういう所がわがまちの3分の1も占めているわけだから、そこで起きたことは逐一我が市の市長さんのところに入らない方がおかしいのだよ。それで、そういう方法とっていただかなくては

ならないと思っております。

ですから、いま市長さんは自分にはなかったということだよね。それで、そのあとをそれはまずいというので、連絡体制の見直しを職員に指示をしたという。どんな指示を職員にしたのかと。それから、副司令官が来たんでしょう、そのあと。市長さん会ったわけだね。それで、そういう面ではその連絡が必要だということは理解していただいたんだろうから、何とかそのホットライン的なものは、そこで設けることができないかどうかね。要は、市長さんのところに話しが入るということ。その2点をまずここで質問しておきたい。

それから、火災の関係なんですがね、約28時間、鎮火しなかったということだね、その中で、ポンプ車とはしご車が向こうと合わせて、15台。延べ人数で68人も人が行って、何でこんな長い時間住宅の火災が消えないの。それは、ここに聞いてもわからないだろうけれども、何があるかわからないから、無理に火が消せなかったんじゃないの、危ないところなんだから、という私は疑いを持っているのです。危ないものがあつたのではないかと思って。でなければ、この木造がこんな長い時間燃え続けるわけではないと思うのですが、その辺の理由はね、聞いてもわからないと思うんだけれども、聞いておかななくてはいけないんで、お聞きしておきたいと思います。

それから、下の川が汚染したのは消火に使った水が流れたと。概ね今までの説明では8万8千トンから1万トン。それで、これさっき言ったように簡単に計算すると、福生の50メートルプールを5杯分ぐらいの水をずっとまいたわけですね。それが、350メートル多くなったんですけれども、雨水管か側溝を通っていまの本町幹線に流れてきたわけだね。だから、これからもこういうことが起きると思うのです、とにかく何があるかわからないところなんですから。だから、その水の雨水も含めた水質検査の必要性和、すぐにその水が福生の下の川に流れないような算段をこれからしていかななくてはならないと思うのですよ。まあ、副市長さんにしてみれば、その昔横田基地の防衛補助で市内に4本の幹線を引いていただいたということもあろうかと思うんですが、しかし、安全な水を流していただかなくてはいけないわけだから、何らかの対策をこれはとっていただかなくてはいけないと思いますので、その辺の水の安全性についての対応をお聞きしておきたいと思います。

それからもう一つ、広報の関係で先ほどの答弁では5市1町で立川が当番だと、ですから、何かあつた時には、立川に行ってから、話に来るんだということだよね。それは、組織上はそうなっているかもしれないけれども、そうすると、福生に話しがくるのが、もっと遅くなってしまうんだよね。この幹事は交代でやっているわけよ。1年交代でやっているわけだから、これどう福生がずっと幹事をやったら。あっちこっち頼んで回るより、福生が直に来た方が早いのではないですか。3分の1が福生の土地なんだよ、全体の2分の1が福生の土地なんだから。そうすれば、よそに気を使わないでもっとどんどんものも言えるし、早い情報もとれるのではないかと思いますので、これは太いパイプが必要だということだね、福生が幹事をやったらどうかということなんです。それもお答えいただければなと思います。

それから、下の川の汚染の関係なんです、どうもその危機意識が全くなかったっていう感じが答弁を聞いて受けるのです。とにかく、火災の次の日に市民の情報を受けてから、さっき言ったように現場に行って魚が死んで、これは危ないわと思ったまでは間違いない。だけれども、そのあとの動きが悪いんだよね。ポンプアップを止めてからなぜ学校にこういう話を一番先にしなかったの。五小の裏を「せせらぎ」は流れているのですよ。それで、夕方になって関連町会の町会長に話しをしたと。それでは、町会長さんに話をすれば、その話は市民全体につながるのですか、5割以下の組織率ですよ。そういう発想をすることが間違っているのです。なぜ、自分で最初にPRを市の方がしなかったのか、その方が問題だと思うんですね。ですから、なぜ宣伝カーみたいな車を回してPRができなかったのかということね。

それから、汚染を調べた結果は余り変化がなかったということで、被害状況がどうなったのか。その魚が死んだというのだけれども、どのくらいの数になっていたのか、それが三つ目。

それから、下流の昭島市への対応、南公園の一番下から出てますから、一番近いのは昭島ですから、その下に堰があって水を取っているところもあるわけですから、昭島市への連絡はどうなったのか。

それから、もう一点この「せせらぎ遊歩道公園」のせせらぎは、つくるときに、湧水を利用してつくるということで、つくったんですね。それで、そこには熊川分水の水も何割か流れていたんです。もともとそれもあてにしてつくったんですけれども、実際にその湧水だけでやってみたらどうも水が流れないということで、思いついたのが下の川のポンプアップをしたわけだけれども、それでポンプアップをして、今はポンプアップした水が流れているけれども、あそこにあれだけの魚がいるんです、いたんですね。死骸を見ていただければわかるんですけれども、小さなハヤからドジョウから、みみずまでいる。これは、熊川分水から玉川上水の水が入ってあの魚が出て来たのですよ。コイは離れた人がいたからいたのだろうけれども、それで、時間をかけてあの自然ができ上がった。それを一瞬にしてすべてが死んでしまった。私も見に行ったけれども、ほんとに小さなみみずまで死んでいました。ですから、これを元に戻すには、それなりの多摩川の水を入れなければ回復できないと思う。ですから、熊川分水の水を、もともと権利があって流れたところだから、多少の水は流していただかないといけないと思いますので、その辺の対応も合わせてお願いをしておきたいと思います。これは副市長さんが答えてくれるのかな。

それから、保育園の関係なんです。先ほどの答弁では、東京都と一緒に検査指導しているということで、市の職員も行っているということで、それで問題はないんだろうけれども、先ほどの答弁では20年に3園ですから、計算すると大体3年に1回ぐらいになるだろうと思うんですね。ですから、3年に1回行っているとして、前もって連絡して行くのか、不定期に行っているのか、その辺のところをお願いいたします。

それからあわせて、認証保育所が今、3園あって、ここのそういう検査というか確認はどうなっているか。民間保育所は、そういう面ではいろいろ調べてもそんなに問

題はないと思うんで、心配のし過ぎかと思う部分もありますけれども、認証保育、先ほど答弁の中にも出てきたんですが、福生駅前でも経営者の都合で変えた経過がありますので、その辺どうなっているのかお願いいたします。

それから、すみれ保育園の関係なんですけど、民設民営でいくということで、同じ程度の土地に旧の登記所の関係の跡地を使うのかと思うんですが、まずそこを使うとして、民設でするんですから、今2年ほどは市の土地を貸し出して、そこに建物を建ててもらってやっているという。ですから、今度は、建物は向こうで建ててもらうのかな、民設民営でいくと。土地だけを貸すような形になるのではないかなと思うんですが、その辺の形態がどうなってくるのか。そして、それでも福生でやりたいというような方の公募があるんだろうけれども、可能性があるのかどうか1点。それから、すみれ保育園が移動した後の跡地の利用。これは、先ほど申し上げましたように、土地は市の土地で結構広い土地になっていますので、建物があるわけですが、それが保育園がなくなるわけだから、まさか壊すことはないと思います。そこで、跡地の利用に考えてね、やはりこれはこれからプロジェクトでやっていくということだから、十分にね、だれでもが利用できるような方法がいいのではないかなと思うので、その辺も考えていただきたいと思いますので、お願いしておきます。

時間がなくなりそうなので、困ったね、都市計画の方は、これはもうこの際小峯部長と話をすれば大体済みそうだから、市長さんから無理にやっていただかなくてもいいかね。一つだけ、例のどんぐり公園の拡大が防衛庁が来て、「踏査」なんて難しい言葉を使って、「踏む」という字に調査の「査」だよ。なんだと思ったら、そういう難しい言葉で。見たんだから、これで何とかなるかなと思うんですよ。副市長さんはぜひこれはね、早急に実現するように、細かいことは向こうでやりますから、その辺のこれからやるということでひとつ選考を、公社を使ったらできるわけだから、そういう心配は向こうでするんだから、ぜひ副市長にその辺の見解をお願いしたいなと。たまには出ていただかないといけないと思います。

それから、教育関係はずっとやっていくときりがないんで…。一つは、携帯電話の関係と情報共有化はこれからしっかり新年度でやっていただくということですね。

それから、少数学級編制というのも今の教育長の答弁をいただくと、教えやすさではなくて、児童の学びやすさ、ついついこっちまでやはり人数が少なければ、先生が教えやすいと私は、教えやすいと、いい教育ができるのかと思っていたのです。でも、そうではないらしいですね、教えやすいより学びやすさだから。やはり、それはたしかにその方が正論だね。ですから、いろいろ策をやっているようだから、そのところは質問すると、時間がなくなってしまうので、ぜひ進めていただきたいのと、学力はどうでしょうね。少しは上がっているのかな。詳しくはお答えいただけないと思うんですが、やっぱり一番下からその次に5番とか3番になったのだから、もうちょっとその上に行っているのかなという気がするのです。そのところだけ詳しくなくて結構ですから、払ってますぐらいの答弁がほしいなと思うのです。そこだけお願いします。

一番大事な就学児健診の質問の時間がなくなってしまったんで、これはあと12分だと、しゃべっているだけで終わってしまうので、これは答弁は、また別の機会、予算委員会でやります。ですから、就学児健診はここでとりあえず2回目の質問をすると時間切れになりますので、そうさせていただきますので、以上前段の方の答弁をひとつ坂本副市長さんも合わせてお願いをいたします。

○副市長（坂本昭君） 熊川分水から少しもらい水をとということでございます。この熊川分水そのものがちょっと水量が低い、少ないということもありますが、その辺はいろいろと前向きに検討させていただきたいと、このように思います。それから、どんぐり緑地でございますが、これは産業道路に関連しての御質問でございます。5年を区切りということでございます。まだ年度もでございます。地権者の方も基本的に御協力いただけるというお話もちょうだいしておるようでございます。そういうことから、先行取得等については、あえてそれほど急がなくても、しかし、着実に事業化は図ってまいりたいと、こんなふうに考えております。よろしくをお願いいたします。

○議長（原島貞夫君） 午後4時10分まで休憩といたします。

午後3時59分 休憩

~~~~~

午後4時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議は午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

~~~~~

○総務部長（野崎隆晴君） それでは、市長への連絡体制についてでございますが、このような、重要な情報が市長に届かなかったことにつきましては、私ども職員の危機意識の欠如と、それと連絡体制の不備であったと深く反省をいたしております。市長からは連絡体制の見直しも含めまして、迅速な情報伝達の徹底の指示を受けておりますことから、危機意識をもって情報伝達の徹底に努めてまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは、基地火災の関係につきましては、私から3点ほど答弁させていただきます。一つは基地とのホットラインの関係でございますけれども、市長答弁にもございましたように、司令官からはできるだけ早く、正確な情報を提供する旨の回答を得ておりますので、具体化に向けて調整を図ってまいりたいと考えております。

それから、基地内の火災の長時間燃え続けた理由でございますけれども、私どもといたしましても、問い合わせをしておりますけれども、現在におきましても調査中と

ということでございまして、回答を得られておりません。引き続き、情報提供を求めてまいりたいと考えております。

それから、3点目の横田基地周辺市町基地対策連絡会の幹事の件でございますけれども、確かに福生市が幹事を毎日行うことはよいことであろうかとは思っておりますが、持ち回りになった経緯が他市からの要望等があり、基地対策連絡会の規約を改正したということも聞いております。そこで、他市の意向も踏まえ、当面は現状のままでいかに得ないのかなと、こんなふうに思っております。私からは以上でございます。

○生活環境部長（森田秀司君） 下の川汚染の市民への周知についてでございます。今回の事故では、市民への周知方法につきまして、不十分な点があったというふうに反省をしております。また、今後こういうような事故が起きたときには、今回のことを踏まえまして、広報車等での広報を含めまして対応していきたいというふうに考えております。

次に、被害の状況で魚の数等でございますが、魚といたしましては、約300匹から400匹、大きいものでコイなどが何匹か死んでおったということでございます。

それと、昭島への通報ですが、昭島は昭和堰から水を取水しておりますので、昭島市には21日午前中に連絡をしております。

それと、今後の水質検査でございます。21年度で新規に基地から流入する3カ所の出口におきまして水質検査を年2回実施するという予定になっております。以上でございます。

○都市建設部長（小峯勝君） 私の方からは、市民の安全確保として横田基地より想定外の排水が流れない算段として雨水流出対策が必要ではないかということでございますが、必要と考えております。今回中央幹線から多摩川までは約20分かかっております。基地から多摩川の出口まで16分20秒かかっておりますので、そういう意味では、市の実施しております地下へ浸透させるというような基地内の道路の透水性舗装とか、例えば基地内の家屋の透水性ますの設置とか、そういうものをするによって多少その16分20秒がその保水できるということも考えられますので、まずそのことが横田基地へ要請できるかということを、まず北関東防衛局と調整して何らかな形のものを実施していければと考えております。以上でございます。

○子ども家庭部長（町田正春君） 私の方からは、保育行政に関連しまして幾つか御質問いただいております。まず、指導検査の関係でございますけれども、認可保育所に対する指導検査につきましては、前もって御連絡をさせていただいております。

それから、認証保育所の検査でございますけれども、これは名称は立ち入り調査というふうな形で実施をしております。昨年20年の10月に3保育所とも立ち入り検査を実施しております。特に、大きな問題はなかったところでございます。

次に、すみれ保育園の代替地の貸付方法等でございますけれども、まず、民間事業者の選定の関係でございますけれども、代替地につきましては、御案内とおり東京法務局福生出張所跡地を予定しているところでございます。貸し付けの方法といたしま

しては、定期借地権制度などによる貸し付けでございまして、有料にするか無料にするかは今ところ決まっております。

それから、すみれ保育園の跡利用の関係でございます。市長答弁でもございましたけれども、今町会とまちとの間で覚書が交わされております。このようなことから、今後ですね町会ともじっくりと協議をさせていただきますけれども、公共建物というふうなこともございますので、公平公正な使い方ができればというふうに考えております。私からは以上でございます。

○参事（川越孝洋君） 本市の小・中学生の学力が向上したのかということでございますが、学力を計る調査につきましては、文部科学省の方で調査を行っておりまして、また東京都におきましては、学習意識調査と問題解決型の調査を行い、それを受験しているところでございます。その公表につきましては、調査の趣旨に沿いまして教育広報において示したとおりでございしますが、その分析からは児童・生徒の正答率の向上や学習への関心の高さなど、児童生徒の努力はもちろんのこと、教職員保護者の重点的な努力によりまして改善はいたしております。引き続き、市民の皆様や保護者の皆様に信頼をしていただける学校づくりに努めてまいる所存でございます。

○20番（小野沢久君） 4分残っています。今回質問を通じて一番感じたのは前段の基地の関係で、やはり、情報収集の能力と危機管理能力が非常に欠如していたのが結論ではないかと思えます。ですから、そのことはきちんとこれからフォローしていただければできることだと思いますので、特に市長への連絡網はきちんとしていただく。公費で携帯電話別に持たしたらどうですか、いつでもわかるものを。自分ではまずいから公費でちゃんとやって、いつでも連絡とれるようにして、いや冗談抜きにして、そのくらい市長は自由な立場にいるわけですから、特に、横田基地に関してはテロだっていつ起きるかわからないところだから、そのくらいの関心は持って職員の皆さんも臨んでいただければなと思っております。

それから、教育委員会の関係も、私が一番心配していた学力も上を向いているということもありますし、携帯を初めとした情報関係の教育もこれから新年度でも新たに取り組む部分があるということで、大きな成果を期待をいたしますけれども、一つは就学時健康診断の関係で、最初に指摘したところ何ヵ所かやはり問題点があると思うんですよ。通知書の関係や中での関係、児童の面談あるいは最後の面談といった部分で、私は改善する必要が十分あるのと同時に、そういった内容をきちんと保護者の方に知らせる事務的でなくて、もうちょっと知らせる方法があるかと思うんですね。インターネットで調べると、やはりホームページの中でやっているのがあったり、写真が入っているのもあったりしますから、とにかく初めての子どもが学校に行くということは、初めての学校とのつながりなんですよ。そこで、お互いにいいイメージを持った上で学校教育に入っていかなないと、後々もいろいろと問題が起きてくるんじゃないかと思うんで、スタートラインだということを認識いただいて、過去50年間同じことの繰り返しが続いてきているんじゃないかと思っておりますので、ここでひとつ大幅にもっとわかりやすい、保護者にわかりやすい方法をぜひ考えていただきたいと思い

ますので、そのことを要望させていただいて、1時間20分通告いたしましたけれども、2分残りしましたが、残りは予算委員会ということで終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に4番、杉山行男君。

（4番 杉山行男君質問席着席）

○4番（杉山行男君） 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

私の質問は2項目でございまして、ホームページの活用と公開について、それから図書館の利用について、2件でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、1点目のホームページについて、お伺いをするわけでございますけれども、ホームページにつきましては、19年の6月議会で取り上げさせていただきまして、我が市のホームページが使いやすいのか、そうでないのかとかですね、トップページの価値について、いろいろお伺いしたんですけれども、それはそれとして、問題が解決しているわけではありませんけれども、また今回は、別なということで、市民の御意見箱とそれからホームページに関するアンケート、それから使いやすいリンクということで、質問をさせていただきます。

何を聞きたいかと言いますとですね、要は、この市政がホームページを通してどんなことをこう公開していくかと。それで、その公開している公開の仕方はオープンになっていてオープンなイメージが感じられるかどうか、メッセージがホームページから市民にきちっと送っておられるのかどうか、そういうふうな大きなことを、情報発信も含めて、念頭に置いてお伺いしたいと、こういうことでございます。

御案内のように我が市では、さまざまなお知らせ、それから各種申請書、集積データ等をホームページで公開をしております。少々のことなら市役所に行かなくても、足を運ばなくとも用事が足りてしまうことも多々あるということでございます。まさにバーチャルな空間の行政サービスのひとつと、言えます。それから、インターネットを使ったホームページのこの利用の特徴に双方向があるということは多くの方が、承知をしているところでもあろうかと思えます。そこで、もう少し詳しくホームページ内を見てみますと、市民の御意見箱やホームページに関するこのアンケートというところがあるわけでございます。そのトップページに市民の御意見箱というクリックする場所がありますけれども、そこをクリックすると、新しいページがあらわれまして、二つの意見集約の項目が出てまいります。それが「市長への手紙」と「お問い合わせ・御意見箱」ということになっております。そのページの下の方に、ずうっと来ますと、それぞれクリックする投稿用のフォームがあらわれると、そういうふうなページになっています。そのフォームに市民が入力をして投稿ができると、こういうことになっております。その途中の間に、「市長への手紙」受付状況という欄が一つ設けられております。これをクリックしますと、市長への手紙受付状況というページがあらわれます。そこに19年度20年度の受付件数、項目別に整理をされて、今ですと、20年1月までの分が整理をされて公開されていると。この公開されているデータがまずそ

の市長への手紙とお問い合わせ御意見箱のトータルかどうか、そのところお伺いをしておきます。と言いますのは、そのどちらの御意見箱とそれから、「市長への手紙」と「お問い合わせ・御意見箱」両方クリックすると、同じフォームがあらわれまして、同じ実行プログラムを使っているというようなことでございますので、なお、届くところは一緒なんだろうけれども、もうヘッダーが違う状態で同じようなところに届いているのかなと思いますので、そのところでトータルをしてカウントしているのかなというふうに思ったものですからお伺いをいたします。

それから、毎月のこの集計表を総合的に整理をしていただいて、公開しておられるということは大変評価ができることであります。しかしながら、そのお問い合わせですとか御意見がダブったりとか、同じ趣旨のものなのかがあったりすることがあるのではないかなというふうに思いまして、そういった具体的なお問い合わせの内容や意見、それから市長や担当課からの返信、これらを公開してもよいのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか、お伺いをしておきます。

ホームページ上で紹介されておりますこの市長の手紙のページには、こんなふうに書かれております。これがダウンロードするとこうなるんですけども、「市長への手紙でお寄せいただいた御意見、御提案などを統計的に処理し公開していきます」、こんなふうに書かれておりますので、お聞きするわけでございます。それから、市民の御意見箱の方にもお寄せいただいた御意見、御提案などは個人が特定できないよう編集した上で、広報ふっさやホームページなどで要旨を掲載させていただく場合があります。こんなふうに掲載をしておりますので、2年分あったりとかしているわけですから、そろそろ公開ができるのかなというふうにも思いまして、お聞きするわけです。市民の方と話す中で、具体的な文章を公開した方が、わが市の向かっている方向といえますか、考え方、こういったものが見えてくるのではないかな。また、その方がよいのではないかなというふうな話をするわけでございます。オープンな福生市政のメッセージとして受け取れるのではないかなというふうな意見を聞くわけでありまして、お問い合わせの御意見、もう少し詳しく公表できるものか、改めてお伺いをしておきます。

それから、ホームページに関するアンケートにつきましても、本ページに関するアンケートという欄がありまして、これはトップページにあるわけですけども、トップページにこのアンケートをクリックしますと、いきなりそのアンケートフォームがぽーんとあらわれるわけです。まさにワンクリックで目的にたどり着けるというようなことで非常にこう気持ちがいいわけですけども、こんなふうにワンクリックで目的に行けるように、できるだけクリックは少ない方がいいというふうに思っているんですけども、こういうふうに行けるということは、ストレスがなくて、非常にスムーズな利用ができるのではないかなというふうに思っております。このアンケートの結果は今現在公表しておらないわけですけども、こちらのアンケートの集計結果は、どのようになっているかこちらもお伺いをしておきます。

それから、3番目の使いやすいリンクについてですけども、今のホームページに

関するアンケートのように、ワンクリックで目的にたどり着けるのは、非常に使いやすいリンクの設定だというふうに思っております。それで、お伺いいたしますのは、一昨年の質問のときの確認のようなことになりますけれども、申請書のところでクリック回数を減らせないと質問したわけですが、トピック欄を2回のクリックで目的に行けるようにということで対応をいただいております。市民から何度もクリックするのは厄介だとかういった声も聞いておりますので、例えばクリックのトップページの手続き欄という欄がありますが、これをクリックしますと手続きのページがあらわれるわけでございます。そこには、4項目ありまして、「登録・証明」「税・保険・年金」「公金のお支払い」「ご不幸」と四つの項目があるわけでございます。この四つの項目が、ページの項目としては非常に少ないわけで、区分けする必要もないのではないかと感じていましたんですけれども、そうしましたら、このページのトップページの真ん中の辺に、手続きという欄が一つ抜き出して一つこちらにあるわけでございます。ということは、手続き欄があってダブっているということになりますので、こちら辺のところについてはどんなふうに考えておられますか、お伺いをお願いします。

それから、図書館について、お伺いをいたしたいと思っておりますけれども、まず最初に確認をしておきますのは、1979年の日本図書館協会の総会決議であります「図書館の自由に関する宣言」を私は尊重していますということをまずもって申し上げておきたいというふうに思います。決して検閲や介入を意図としての質問でないことだけを申し上げておきまして、質問をさせていただきます。

図書館の利用についてということで、4項目ほど質問をさせていただきますけれども、図書館の利用と広域利用の現状、それから不明図書、破れ図書、それらの対応、それからインターネットの利用、それから、これからの図書館の活動というようなことで、お伺いをしてまいりたいと思います。

我が市の図書館は、西多摩の他市の図書館の整備状況から見ますと、大変先駆的に整備をされ、図書館の運営や活動も積極的に行われ、福生市の社会教育の一翼を担ってきていましたし、これからも大いに期待をしているところでございます。私の友人もよく利用をしております、話などを聞く機会があるわけでありまして、中央図書館が昭和55年に開館して29年目になるわけで、西多摩の広域利用にも取り組んでおられるというようなことも伺っております。利用者数や貸出し数も比較的多い、また利用数などは常に全国の上位というようなことも聞いているわけでありまして。利用者数やそこで最近の利用状況などと広域利用の状況も含めてお伺いをいたします。また、少し具体的な質問になりますけれども、不明図書などの対策も取られているというふうにお聞きしているところですが、こちらの状況につきましてもお願いをいたします。貸し出した本が汚れたり破れたりすることもあると聞くところですが、補修などについても状況をお伺いしておきます。それから、図書館におきましてもインターネットの利用は普及をしております。我が市の図書館も導入をしているわけですが、そのことにつきましてもお伺いをお願いします。図書館に設置したパソコ

ンでインターネットが利用できるサービスを行っているというふうにお伺いしておりますが、その概要もお聞きいたします。また、市民にとっては自宅から図書館の情報を見られるということは、素晴らしいことだと思います。新刊の情報などもすぐわかりますし、どのような系統の本が入っているのか参考に私はしております。そちらのネットを利用した予約システムなどにつきましても状況をお伺いいたします。いろいろなことを一度にお聞きしているわけですが、1回目の質問の最後になりますけれども、これから大きな方向として図書館は、どのようなことを考えているかもお聞きしておきます。さまざまな事業活動を行っているようでありますので、今後の活動も聞いておきます。よろしく願いを申し上げます。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 杉山議員の御質問にお答えいたします。

ホームページの活用と公開についての1点目、「市民の御意見箱」についてでございます。市では、市政運営の向上に資するため、市民の皆様から意見聴取をする制度として昭和63年11月から、郵便はがきによる市長への手紙を開始いたしました。さらに平成13年10月からは、市のホームページ上でも受け付けができるように「市民の御意見箱」の中で、「市長への手紙」と「お問い合わせ御意見」を開設いたしました。従来 of 文書による方法に加え、通信回線を利用することで市役所の開庁時間以外に利用できるなど、市民の方々の利便性を図りました。結果といたしまして、ホームページ上で「市民の御意見箱」を設置しました平成13年度の件数は101件でしたが、ここ3年間で申しますと、平成17年度と18年度は294件、平成19年度には251件の手紙をいただくようになりました。なお、「市長への手紙」とは、市民との協働のまちづくりの一環として、市長に対し直接意見または提案、要望するもので、「お問い合わせ御意見」とは、市政一般について、所管課に対し直接問い合わせまたは意見をするものでございます。

そこで、御質問のホームページで受け付けをしている「市民の御意見箱」での「市長への手紙」と、「お問い合わせ御意見」並びにはがきでの「市長への手紙」をホームページ上で公開しないのかとのことでございます。現在、本年度分からのものとなりますが、代表的な御意見を集約し、分野別に公開する作業を行っている状況でございます。遅くとも3月中旬までにはホームページ上で公開をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

次に2点目の、ホームページに関するアンケートについてでございますが、平成16年度に市ホームページをリニューアルする際に、このホームページに関するアンケートのページを設置し、よりよいホームページづくりのため、利用者の方からの御意見などを募集できるようにしたところでございます。そこで、御質問のアンケートの集計結果、内容はどうなっているのかとのことでございますが、アンケートでは主に「どんな情報を得るために来たか」、「どのような情報が必要だと思うか」、「ホームページに対する自由意見」について回答していただいております。毎年度、その項目ごとにアンケートの集計表を作成し、ホームページの現状と照らし合わせ、参考になる

ものや取り入れられるものは直ちに秘書広報課で反映させております。例えば、イベントのページが目立たないという御意見には、開催時期が近づくにつれて、トップ画面に大きく入り口を設け、ページへのアクセスをしやすくするといった対応をいたしました。また、各担当が所管するページの御意見などについては、その内容を担当に伝え、実現可能なものについては前向きに実施、検討しているところでございます。平成16年度に開始いたしましたホームページに関するアンケートでは、これまで多くの御意見をいただき、ホームページを更新管理していく上で、大変参考にさせていただいております。これからも利用者の方々の声を反映させるため、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の使いやすいリンク設定についてでございますが、申請書類のファイルに至るまでのクリックの回数が多過ぎるとの御指摘をいただきましたので、すべてではございませんが、改善をいたしました。直近の例で申し上げますと、2月16日付けのホームページ上で、「公共工事における前金払いの対象拡大について」をトピックスに掲載いたしました。そこでは、記事の最後に申請書のファイルを添付してありますので、トップページから数えて2回のクリックで、申請書に行けるようにしてございます。また、ホームページのトップ画面左側に配置した手続ページへの入り口と、ページ中央に配置した手続ページへの入り口が重複している件についてでございます。市ホームページでは、平成18年にリニューアルした際に、主なページへの入り口を左側に集約し、また主なページに包括されている詳細ページの内容とそのページへの入り口をページの中央に配置するレイアウトを採用いたしました。これはリニューアルの際に、他市のホームページを参考にしながら、庁内の検討委員会で検討を重ね、決定したものではありませんが、トップページは市ホームページの顔でありますので、いろいろと御意見をいただきながら、可能な範囲で変更・改善を実施し、次回のリニューアルに向けて引き続き検討していきたいと考えております。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えさせていただきます。

以上で、杉山委員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 杉山議員の御質問にお答えをいたします。

図書館の利用についての1点目、図書館利用と広域利用の現状についてでございますが、図書館は、昭和51年にわかざり図書館、52年にはわかたけ図書館が開館をし、その後、55年に中央図書館が開館をいたしました。この中央図書館も来年で30年が経過をしようとしています。そして、平成8年には、西多摩で初めてビデオテープの貸し出しを行いました武蔵野台図書館が開館をし、市内4館体制のもと、今日までさまざまな市民サービスに努めてまいっております。この間、月末休館日の廃止、夜間開館の拡大実施、祝日完全開館の実施、特別整理期間の縮小などに取り組み、利便性の向上に努めてまいりました。一方、西多摩地域8市町村の図書館広域利用は、平成14年10月から始まりまして、現在7年目になっております。平成19年の4月に檜原村、8月にあきる野市、昨年20年の3月に青梅市とそれぞれの自治

体の中心となる図書館が開館をいたしまして、現在西多摩地域に在住している住民は、西多摩8市町村、37のすべての図書館で本が借りられるようになっております。利用も年々増加をいたしております。また、この広域事業の中心組織であります西多摩地域広域行政圏協議会と西多摩地区図書館連絡協議会の合同事業として、西多摩の8市町村の図書館が共同で広域利用のガイドブックやポスターを毎年作成し、PRに努めております。

2点目の不明図書・破れ図書の対応でございますが、毎年10月ごろに蔵書点検を実施をいたしておりますが、不明図書を調査をいたしまして、3年間どうしても見つからない資料は除籍になります。残念ながら平成19年度には、中央図書館におきまして687冊、4館全体で1425冊の不明図書による除籍がございました。このようなことから中央図書館では、昨年10月7日から貸し出し手続確認装置を設置をいたしました。これによりまして、盗難本がなくなるといった不明図書の防止や無段持ち出しの抑止力として期待をいたしているところでございます。破れ図書に関しましても、利用者のマナーの問題もございますが、需要が多くなればなるほど痛みも増えますことから、順次補修もいたしており、程度によっては買い換えなどを行っておりますが、図書館の図書は市の貴重な財産であります。その大切な図書一冊一冊を末永く御利用してもらえるように、それぞれに装備をし、フィルムカバーをかけて多くの貸出しにも耐えられるようにいたしております。

3点目のインターネットの利用でございますが、館内で利用できる利用者用開放端末につきましては、中央図書館2台、各分館1台ずつの合計5台の設置状況でございます。19年度は4館で4272件の利用がございました。また、昭和58年に最初の図書館電算システムを導入して以来、平成19年3月には第6期に当たる新電算システムを稼働させました。この中で外部からもインターネットを通じまして新たなサービスを開始いたしております。

内容としましては、新規に電算システムのセキュリティを高め、利用の利便性を図るために、図書館ホームページをリニューアルさせました。また、同時にインターネットを活用しましたウェブサービスも開始しております。このサービスにより御自分のパスワードを登録をされた方は、御自宅のパソコンや携帯電話から、図書館のホームページを検索しまして、図書館所蔵の貸出中の資料に予約することができたり、自分が借りている資料や予約資料の確認などもできることとなります。平成19年度のリクエスト処理件数は、2万4932件あり、前年度の1万4670件と比較しまして、約70パーセント増加をいたしております。

その増加の理由としましては、インターネットによる予約が大変多くなってきたことによると存じます。図書館ホームページには資料検索や新着資料案内、本探しのヒントなどの「本を探す、しらべる」関係のページ、それから利用案内、子どもページ、福生に関するQ&Aなどの「図書館をつかう」関係のページ、また、お知らせ一覧やボランティア募集などの「各種ご案内」関係のページと大きく三つの内容で登載をいたしております。また、西多摩の図書館広域利用ガイドや、東京都内の公立図書館の

蔵書約4500万冊を一括して検索可能な東京都公立図書館横断検索ページともリンクをいたしております。

4点目のこれからの図書館活動についてでございますが、所蔵資料の充実に努めますとともに、図書館に来館をされますお一人お一人はそれぞれ違った利用希望や思いがございますので、そうしたそれぞれの思いに耳を傾けて、きめ細かな図書館サービスを職員が一丸となって心がけることによりまして、市民利用者の満足度アップを図れるようにしていかなければならないと考えております。具体的には、福生市子ども読書活動推進計画の事業といたしまして、子ども読書の日イベント、絵本原画展、人形劇団公演、幼児向けを含めました各種おはなし会、子ども映画会など「子どもが元気」になる事業を今後もさまざま展開をまいります。この幼児児童向け事業は、ボランティアとの協働事業として年々活発化してきております。また、小・中学校への団体貸し出し、出前おはなし会、夏休み推薦図書の作成・配布、総合的な学習の時間や郷土の学習などへの図書資料の提供を通じて、より一層学校との連携も深めてまいりたいと考えております。こうした児童や生徒向けの利用促進だけでなく、一般利用者向け資料、特に団塊の世代やお年寄りの利用促進につながります資料の購入やきめ細かなサービスにも力を入れてまいりたいと考えております。なお、中央図書館の利用環境の整備の一つといたしまして、施設の安心安全対策として、防犯カメラ設置の計画もいたしているところでございます。

以上、杉山議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○4番（杉山行男君） 御答弁ありがとうございました。再質問を何点かさせていただきたいと思います。

ホームページ上の市民の御意見箱、その中の「市長への手紙」の公開を予定して、今まさに作業中ということで、本議会が終了するころには公開をされているのかなというふうに思っておりますけれども、そういった理解でよろしゅうございますか。具体的にQ&Aというふうな形で公表するのでしょうか。例えば、ここに松山市の市長さんの同じようにあるわけですが、ごみの持ち去り禁止条例の施行についてとか、非常に市民と一緒にいろんなことを議論しながら進めているというオープンな姿勢がかいま見られるわけです。こんなことが市長の手紙からもし感じるようなことができるような公開ができると、非常にこうすばらしいことでうれしいなというふうに思うわけですが、具体的にどのような公開の形を予定しているのかも伺いをしておきます。

それから、現在公開しています受付状況の公開についてもお伺いをいたします。市民の御意見のページに「市長への手紙」受付状況欄というのがありまして、それをクリックすると、受付状況がわかるようになってございます。19年度、20年度それぞれに月別に整備をされて非常にわかりやすくなっております。PDFファイルでございます。1ヵ月ごとに1ページのページが表示されておまして、本年1月までの公開が22ページ分あるというわけで、印刷するとこうなります。A4の大きさに70パーセントの縮小をかけてこの大きさになります。都市基盤に関するもの1件、生

活環境に関するものゼロ件、保健福祉に関するものゼロ件、教育文化に関するもの1件、地方財政に関するもの5件、計7件というようなふうにできるわけです。何でこれが22ページ必要なのかということをちょっと聞きたいというふうに思っているわけです。

といいますのは、バーチャルな空間というか、ハードデスクというか、サーバーなんですけれども、こちらのこういうスペースも要はお金がかかっている有料のスペースなわけでごさいます、こういったその有料のスペースをもっと交流的に使わなくてはいけないのではないかと、そういう発想が大事だと思うから聞くわけでごさいます。こういう無駄を省こうとか、少しでもこう無駄なスペースこのホームページに行くと、この容量を少なくして、少しそういう容量にも1メガなんぼとか1バイトなんぼとかお金がかかっていますので、それは200億からの予算からすれば何十円か何百円とものすごく少ないかもしれませんが、そういったところを一つ一つ気を付けて大きなファイルはつくらないようにというふうな意味合いから聞くわけでごさいます。そういう無駄をしないという共有の価値感をぜひ持ちたいなと思って聞くわけなんですけれども、役所でもお昼は電気を消したりとか、裏が使えるものは使うとか、いろんなこういう目に見える節約をしているのは知っていますから、なおさらそのコンピュータの中もそういう節約をしようじゃないかということでごさいます。

このPDFファイルが22ページで細かくいうとあれなんですけれども、383.3キロバイトあります。言ってもわからないと思うんですけれども、この紙が22枚ある。要は、これを一覧表にしますと2年間で十分3年分ぐらいがA4の1枚に納まってしまようなことがつくれるんですよということが言いたかった。こうした表にして一つにまとめたなら10分の1程度の容量で済むだろうということで、30キロとか30何キロとか、そういうファイルの大きさと済むわけですから、380キロ近くが30キロぐらいになるんなら、10分の1の節約になりますから、そういうことに興味を持ってやってほしいなというふうに思ひまして、せっかくやっていただきますので、時系列に一つの表にまとめて、公開をしていただけるようなことができるかどうか、お伺いをいたします。

それから、「お問い合わせ御意見」につきましては、アンケートの集計表を作成して対応済みと。それから、一部対応とか未対応とか、要検討とかという区別をしているということで、御答弁をいただきました。取り入れられるものは具現化しているということで、了解でごさいます。具現化した事例もお伺いをいたしました。それから、1点だけお伺いしますのは、今後具現化処理したいもの、検討しているものがありましたら、お聞かせをください。

それからもう一つ、話がちょっとずれるかもしれませんが、御意見箱の関係のところでは、過日、基本構想のパブリックコメントを募集いたしました、インターネットからですね。その意見募集の公開のところですね、意見を求めるわけなんですけれども、こちらの文字制限が、ネットでは400字ではなかったかと聞いているわけでありまして、この辺がどうして400字だったのか、もう少し多

くともよかったのではないかと聞いておりますので、ここらへんのところもあわせてお願いを申し上げます。

それから、リンクページの問題で御回答いただきまして、ありがとうございました。とても価値があるものだというふうに共有をしていただいたということで、了解をいたします。いろいろと御意見を聞きながら可能な範囲で変更、改善をしていくということで、次回のリニューアルに向けて検討をしていくということで、この件はこれ以上質問をいたしません、ひとつよろしくお願いをいたします。

要はできるだけ少ないクリックで、見やすいページ、そしてサーバーの記憶媒体の容量も有料でお金がかかっているわけですから、そのことも忘れずに、節約の感覚をもってぜひ配慮をしながら見やすいホームページをつくっていただきたいというふうに思います。どこが担当するのかわかりませんが、絶えず検証、検討をしていていただいて、ぜひ使いやすいホームページにしていきたいと思います。ホームページの再質問は以上です。

それから、図書館について御答弁をいただきましてありがとうございました。何点が再質問をさせていただきます。図書館の利用につきましては現在4館体制、開館日や開館時間等を改革して利便性の向上に努めてこられたということで、よくわかりました。

そこでもう少し詳しく現状をお聞きしたいと思います。例えば、公開されております資料によりますと、ありがたいことに、公開をしてくださっているわけですが、昨年度の利用者数36万7419人、1日平均で1214人というふうな公開をしてくださっていることで、大変多くの利用者があるということですので素晴らしいことだというふうに思っております。そこで、お伺いいたしますのは、現在の登録者数、貸出状況、貸出数の変化は、どのようになっておりますか、お伺いをいたします。また、これだけの利用があるということは、他市と比較また全国的に見てどうなんでしょうか。統計のようなものがありましたら、お願いをいたします。それから、広域利用につきましても、お答えをいただきました。現在7年目ということで、この間に檜原それからあきる野、青梅に中心図書館が開館したということで、我が福生市民も他市の図書館の利用もできるということで、利便性はよくなったと思っております。そこで、この広域利用の変化につきましても、どのような変化が見られたのか、わかりましたらお願いをいたします。

それから、所蔵資料の充実に努めるとの答弁がありました。我が市でも毎年図書を購入し、充実を図っていることは了解をいたしました。先ほども紹介されましたように、西多摩37館で本が借りられるわけですが、我が市は、どのような特徴のある本を貯蔵していらっしゃるのかお伺いをしておきます。

それから、不明図書、破れ図書の件についても御答弁をいただきましてありがとうございました。不明図書は毎年点検をしているということで、了解でございます。680冊ぐらいが除籍になっていくということも了解いたしました。それから、貸出手続き装置の確認装置ですかね、ブックディテクションというのでしょうか、こちらも

充実していくということについて了解ということでございます。

それから、インターネットの補修の件についてもお答えいただきまして、こちらについても了解でございます。それと、インターネット利用でございますけれども、図書館内に置いてあるパソコンを利用しての開放した利用が年間で4000件以上の利用があったということで、思った以上に多くの利用があるんだなということを感じております。セキュリティ対策は万全と思いますが、そういった関係も注意を払って、利用者の利便性に努めていただきたいというふうに思います。外部からのインターネットの利用ということで、昨年度新システムが稼働中ということでございますが、特に私が感心していますのが、図書の検索システム、先ほど図書の充実という観点からも御答弁をいただきましたけれども、前後しますけれども、児童の生徒向けの利用、促進だけでなく、団塊の世代のお年寄りや利用、促進につながる資料の購入を視野に入れていくということでもあります。その検索システムを見ますと、昨年は1万5694冊というふうな公表がされておりますけれども、こういうたくさんの本が資料として購入されていると。

それから、インターネットからも利用できるということで、どんな新しい本をたくさん購入されているかということで検索をしますと、こういうきれいな絵で出てきます。これは、直近の購入資料です。ですから、12月から1月、2月にかけて出版された本ですね。日本の小説とか、その他の自然文学とか外国の文学とか、歴史・地理・政治・経済・軍事経済・統計とか社会教育・民族それから自然科学、いろいろ10項目ぐらいクリックするようになっていまして、ちょっとここだけ言わせてもらいたいと思うのですが、政治・経済・軍事というところをやるとですね、新刊本といいますか、購入資料、交渉術、佐藤優、ソ連のインテリジェンスの外務次官で、大変なプロフェッショナルだった方の本が先の前航空幕僚長の「みずからの身を顧みず」という本があったり、これは増刷に次ぐ増刷でベストセラーになるかもしれないと言われておりまして、国防を考えさせてくれる本であります。それから、オバマ大統領の演説集、この関連がたくさん購入されております。それから、経済のところで行くと、資本主義がなぜ自壊したのか、中谷巖氏ですけれども、小渕内閣で経済諮問会議の主要メンバーで、経済改革はそのまま小泉内閣に引き継がれたということで、みずからの考えを翻して、反省の書と自戒の書と言われている考えさせてくれる本なんかも直近でそろえていただいているというのは、大変ありがたいことだというふうに思います。自然科学で、医学でいきますと、なぜグリーン車にははげが多いのかとか、こういった本もあります。中国は毒食をなんでつくり続けるのかですとかですね、新刊の一覧表を見ているだけでも、これ読んだみたいなあれも読んでみたいなのとかという本がたくさん出てまいります。わくわくするわけですね。そういった本があるということの紹介。

それから、こういった本がたくさん入ってきます。それで、入ってきますと、その本を借りたいと思うわけですが、借りると市民の方と話をする中で図書館をよく利用してるんだということで、もう少し貸出件数が何とかならんものかというふう

にいう話を聞くわけです。現在がCD 1枚の図書が一冊というふうになっておりますけれども、ここらへんのところを、もう少し図書の枚数、CDの枚数、もう少し1回に多く借りられることはできないものかという意見を聞くわけでございますけれども、こちらについてもお伺いをいたします。

それから、もう一つの答弁中で、福生市子ども読書活動推進計画の事業で、子ども読書の日のイベント等幾つか御紹介をいただきました。幼児、児童向けの事業ボランティアとの協働ということで活発に展開をしておられるということで、大変素晴らしいことだと思います。それで、聞くところによりますと、お話会とか読み聞かせ会でしょうかね、活発に行われているということで、こちらのねらい、効果などもちょっとお伺いをしておきます。

なぜ聞くかということ、これは去年のサンケイニュースですが、日大の大学院の平教授中心のグループが読み聞かせの効果ということを科学的に実証したという記事がありまして、要は、こう読み聞かせ中の子どもを観察をすると、笑ったり、真剣な眼差しになったり、読んでいる親の顔を覗いたり、表情が非常に豊かだ。子供は読み聞かせを通じて豊かな感情、情動がわき上がっているのだらうと。脳を使うことで発達する読み聞かせは、結果として子どもに豊かな感情を養い、心の脳というのは、脳の一部の部分のことなんです、脳が育つのに役立っているのだらうと。心の脳というのは、大脳辺縁系という難しい前頭前野のところのことを言うんだそうですが、そういった刺激を与えて非常にいい効果があるというのが科学で実証されてしまったという記事が載っております。そんなことでもありますので、ぜひここらへんのこともお聞きしておきたいというふうに思います。それが我が市でも行われていることから。

それから、利用環境の件で整備の件で、防犯カメラの設置を計画しているということで、了解でございます。初めての答弁かと思えますけれども、こちらにつきましては、また別なところでお伺いをいたしますので、以上、2回目の質問よろしく願いをいたします。

○議長（原島貞夫君） 午後5時15分まで休憩といたします。

午後5時6分 休憩

~~~~~

午後5時15分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは、私の方からホームページの活用と公開についての再質問に答弁させていただきます。

「市長への手紙」のお問い合わせ、御意見を市ホームページでどのように公開していくかと。また、その具体的な内容ということでございますけれども、代表的な御意見を集約し、分野別につまり、都市基盤、生活環境、保健福祉、教育分野、行財政に関するものに分類し、Q & A方式で公開を予定いたしております。なお、その際に受付日、回答日、所管課なども併記する予定でございます。

2点目のホームページで公開している「市長への手紙」の受付状況の表でございますけれども、この表はスタート時点のままになっておりますので、御指摘のとおりでございますので、見やすい表にひとつの表で、その年度全体がわかるような形にしていまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

3点目の、アンケートの対応状況を公開しないのかということでございますけれども、これにつきましても、意見、質問など取り入れたものにつきましては、公開していまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。4点目になりますけれども、市ホームページ上の「市民の御意見箱」の中での市長への手紙、それからお問い合わせ、御意見、並びにアンケートの関係での文字数を400字と設定している件でございますけれども、御意見等を市民の方からいただく場合、ある程度まとめて要領よく要点を書きいただきたいというふうな思いから、400字設定等をさせていただいております。今のところ市民の方からの御意見等も承ってはございませんので、当面現在、現行の文字数でと考えておるところでございますけれども、御指摘の点を踏まえまして、文字数については、他市の状況なども見ながら少し検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○教育次長（宮田満君） 図書館の利用についての再質問にお答えいたします。

現在の利用登録者数、貸し出し状況、貸し出し数の変化でございますが、登録者数は19年度末の数値でございますが、1万7881人でございます。人口比にいたしますと登録率は29.3%、市民の3人に1人の方が登録者となっております。

貸し出し状況につきましては、19年度におきましては63万9970冊。1日平均で2110冊を貸し出しております。ほかにCDやカセットテープ、ビデオテープ等は別でございますが、数万点の貸し出しを行っております。そのほか宅配貸し出し、郵送貸し出し、市外の図書館への貸し出しなどがございます。

貸出数の変化でございますが、1日平均で比較いたしますと18年度は2187冊、19年度が2110冊で横ばいとなっておりますけれども、10年前の平成10年度を見ますと、1208冊でございましたので、比較いたしますと74.6%の増となっております。また、これら貸し出し数の全国的なランク位置でございますけれども、日本図書館協会の発表によりますと、平成19年度では、個人の館外への貸し出し数は、全国人口6万人規模の市の中では上位から3番目となっております。また、人口1人当たりの貸出件数は全国平均で5.1点、東京都平均は8.2件でございますが、福生市では11.3点の貸出点数になってございます。また、三多摩市町村30自治体の中では、人口1人当たりの貸出点数の順位は、4位となっております。

広域利用の変化でございますが、平成20年の4月から9月末日までと、前年同期の比較をいたしますと、福生市の図書館を利用した市外の方への貸出者数は、15.8%の減となっております。逆に、福生市民が他市の図書館から借りた冊数は、19年度前期が5922冊、20年度前期が1万1077冊で、87%の増となっております。福生市民の方で、あきる野市や青梅市の図書館を利用する方がふえているとい

うことでございまして、あきる野市や青梅市に大きな中央図書館ができましたので、広域利用の効果が出ているのかなということでございます。

また、福生市の図書館の特徴ある蔵書でございますが、地域や郷土関係資料、これらの図書が豊富にあるということでございまして、また横田基地や玉川上水、多摩川関係の図書も多数ございます。このようなところが蔵書の特徴となっております。

貸出件数の見直しでございますけれども、現行は5冊貸し出しているわけでございますけれども、年度末や蔵書点検日等、休館日が長く続くときには、貸し出し転送10冊にしております。このような貸し出しを行っておりますので、これらの経験等近隣市町村の貸出冊数などの状況を勘案いたしまして、貸出点数の見直しを図ろうとしているところでございます。

最後に、読み聞かせボランティアの効果と具体的な活動でございますけれども、この読み聞かせの効果につきましては、ただいま議員御紹介のとおりでございまして、読書そのもの、また読み聞かせは子どもの脳を活性化するのに非常に効果があると言われております。職員とボランティアとで乳幼児向けのお話し会、小学生向けお話し会、また毎年全小学校の1年生を対象に、出張お話し会として学校を訪問している事業などがございます。今後も子どもたちへの読書の大切さを広めるために、これらの事業をボランティアの方々と工夫しながら、推進していきたいと考えております。以上でございます。

○4番（杉山行男君） 再質問の御答弁いただきまして、ありがとうございます。ホームページの件につきましては、市長の手紙の公表につきまして、意見集約をして分野別に分類をして、公開ということで了解でございます。本議会が終了するまでには、ホームページに公開になるということで、非常に毎日ホームページを見たいなと思っております。期待しておりますので、このことを期待していた市民もおられるわけで、多分そういった方にとっては大変な朗報だろうというふうに思っております。こういったことが、市民に向かってオープンな姿勢として、市民に伝わるということで大いに期待をしているわけでございます。それから、見やすい表にしてやってくださるということで、大変ありがとうございます。メモリーの件もそうですけれども、見やすいということでね、ぜひ、ひとつよろしく願いをしたいと思います。

それから、御意見のアンケートの文字数の件ですけれども、フォーマットは400字なんですけれども、これはこれなんですけれども、例えば、基本構想みたいなあといったパブリックコメントをとるようなこれからも幾つかいろんな条例とか含めて、パブリックコメントをとるようなときに、400字で果たしてどうかなという気がするわけでございます。したがって、このアンケートとか御意見とかは別にパブリックコメントなんかにつきましては、同じフォーマットではなくてせめてA4を1枚、1200文字程度ぐらいの御意見がパブリックコメントでかけるような感じになるといいのかなと思いますけれども、要望ですけれども、ぜひそんなことをお考えいただきたいというふうに思っております。

それから、図書館につきましてはありがとうございます。要望なるといいますけ

れども、まず、登録者数29.3%ということで、それから、貸出数も1日平均2000冊、それからということで、18年も19年も2000冊程度ということでございまして、こういったことが果たして多いのか少ないのかということになりますけれども、2000という数字がやっぱりもうちょっと登録者数が、人口の50%ぐらいの目標になるような努力をしていただければ、貸出点数もふえたりとか、また利用者数もふえたりとかにつながるのではないかとこのように思いますので、こちらのことも要望になりますけれども、ぜひひとつお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、広域利用の件につきましては、確かに利用者がふえているんだというようなことでございまして、その逆もまたあるのではないかとこのことも考えられます。例えば、福生の市民が逆に向こうの方に行っているということもあるのではないかとこのこともありますので、そこら辺も十分に考慮した対応といいますか、やっていただきたいというふうに思います。

それから、ぜひいろんな立地条件も含めてですね、蔵書の内容も充実をしておりますので、大事な社会教育機関だというふうに思っておりますので、ぜひこれからも市民のためにというふうにやっていただきたいというふうに思うわけです。ただひとつだけ要望をしておきますけれども、例えば、図書館のカウンターで市民に接している、特に社会教育機関は出先の市民に直接接することが多いわけですが、市民と直接接するこの職員の対応だとか、待遇姿勢、こういったものが、私のその友達に聞くのでは、比較的好印象といいますかね、いい印象は持っているんだというふうに、悪いことは聞きませんので、そういった職員が多いことだろうというふうに思っております。

図書館が歴史、伝統、こういった多く誇れるものをもっているわけで、決して七夕まつりのような派手なものではありませんけれども、立地条件、それから立地環境、施設それから蔵書、十分自慢できるものと思っておりますので、西多摩の広域利用のことも通じて、行ったり来たりがあるわけですが、ぜひ職員の方には頑張ってもらいたいし、市民の満足といいますか、とことん追求をして、利用登録者数のぜひ50パーセントを目指して頑張ってもらいたいというふうに思います。

あと、合わせてつけ加えさせていただきますけれども、私も公民館の利用者として、公民館の運営審議会の委員もさせていただきましたけれども、社会教育行政のところで市民の立場でちょこっと関わってきた経験から言いますと、先ほども言いましたけれども、図書館、公民館、社会教育機関でありますけれども、やはり教育機関で大事な人は人です。特に、御存じだと思うんですが、公民館には、公民館主事、それから社会教育主事、図書館には図書館主事という専門の資格があります。こういった資格をとって、一生懸命頑張っている職員もいるということでありまして、ぜひ一回ではできませんので、10年、20年かかって職員も育つというところもありますので、そこら辺をベテランの職員さんが今頑張っている姿を見ますと、ぜひ若い職員にノウハウや技術やそういった知識を伝授するようなシステムといいますか、そういう努力をぜひやっていただきたいというふうに思うわけでございます。特に、

出先機関は人が大事でありますので、特にその市民に接するその職員の資質と申しますか、そういったところをぜひお願いをいたしまして、あと1分でありますので、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は、3月6日、午前10時より開きます。

本日は、これをもって延会いたします。

午後5時30分 延会

